



2007年6月26日

福井県
知事 西川 一成 様

部落解放同盟福井県連



福井県との懇談会の実施について（ご依頼）

暑さ厳しい折、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、部落差別撤廃に向けご尽力を賜り、深く敬意を表します。

ご承知のように、人権の法整備については、平成12年12月6日「人権教育及び人権啓発に関する法律」が公布・施行されました。また、平成14年3月には人権教育・啓発に関する基本計画が示されました。そして、現在は人権が侵害された人々を救済するための法律の制定を目指しています。しかし、その法律は、「人権擁護法」として衆議院に上程されたものの衆議院の解散により一度も審議されることもなく廃案になりました。その間にも差別は「インターネット」を使ったり「部落地名総監」などによってますます広域化、悪質・陰湿化しています。二十一世紀は人権の世紀といわれ、人権侵害の救済が重要であることが叫ばれながらも、各党の利害が絡み法案が国会に再上程されないままになっています。

次の国会にはなんとしても成立させるべく行政・運動体が一丸となって努力していかなければなりません。一層のご尽力をお願いします。

今後、部落問題解決に向けた同和行政・人権行政の在り方が問われることになってきます。

つきましては、以上の状況を踏まえて、今後、福井県の同和行政・人権行政の推進について十分なる話し合いをお願いしたく存じます。話し合いの日時は下記の通りです。宜しく願いいたします。

なお、今回はご都合がございましたら旭副知事、広部教育長のご出席をお願いしたく、ご案内と要請をさせていただきます。

記

期 日 2007年8月28日（火）13:00～16:00

場 所 福井県立若狭図書学習センター

出席者 部落解放同盟福井県連同盟員 約50名前後

懇談内容 後日送付いたします。

2007年8月28日

2007年度

人権・同和問題の解決に向けた
福井県との懇談会

日 時 2007年8月28日（火）13：00～16：00

場 所 福井県立図書館若狭図書学習センター

部落解放同盟福井県連合会

2007年度 福井県に対する要求

2007年8月28日

2ページからの要求内容は2006年(2006年8月24日)に実施した福井県との懇談の際の内容と同じものが多い。

○各要求項目について 継続要求の内容については

○昨年1年間の成果と以下の事を示されたい。

- ・ 成果を得るまでの努力
- ・ 実践過程における困難点 克服するための方策
- ・ 問題点

福井県に対する要求 2006年度から2007年度へ

☆交渉内容

1、あらゆる差別をなくするための人権教育及び人権啓発の推進について

- ① 県内市町の合併を契機として市町に対して「人権教育、人権啓発に関する施策」に取り組むよう働きかける」とあるが結果はどうなったか。
- ②市町の人権問題は人権・同和問題啓発主幹課長が担当されているようですが、各市町の人権・同和問題啓発活動の年間計画、実施計画を明らかにされたい。

2、人権問題(特に同和問題)については市町に広がりが見られない。何年も前から要求しているが進展がない。

- ① 人権問題を議題にした首長レベルの話し合いができる「懇話会」を設置されたい。
- ②各市町人権担当者の意識が大切であり、これらメンバーが集まり、意見交換、勉強会を行う場を設置されたい。
- ③県としては、総務部長、企画幹が市町に対し、長中期計画の策定時に
 - 人権施策の位置付け
 - 人権施策推進計画の策定
 - 人権施策推進体制の整備などを実施するよう要請されているが、その成果を明確にされたい。

3、公正な採用選考について

去年の実態調査により県及び市町等 65 の公的機関のうち、32 団体 83 件の不適切な取り扱いが認められている。問題の背景には、公正採用選考に対する意識の欠如と形式的な通達の伝達があると考えられるが

①公正な採用選考制度の確立に向け、どのように取り組んでいくのか明らかにされたい。

②各市町に対しどのような指導体制を確立するのか明らかにされたい。

4、「実態調査」について

福井県は[]と連携して「実態調査」を実施、差別の実態が依然として残されていることを認識した上で、積極的に人権教育・啓発を推進していくと述べられている。

①県下全市町での「人権意識調査」が必要と考えられるが、県としてどう捉えているのか。

②[]で昨年実施された「人権意識調査」の結果分析と、その結果より「実態調査」実現に向けた具体的指導ポイントをあげられたい。

5、[]、[]において[]による個人及び同和地区を中傷する重大な人権侵害事件が発生した。

①[]事件は、その後県行政にどう活かされてきたか。

(県・学校教育・社会教育の場での昨年から一年間の実績)

② 差別事件は県内どこにでも起こりうる。「人権教育及び人権啓発に関する法律」との関連をどう位置付けるか明らかにされたい。

(特に昨年の回答にあった平成18年1月策定の「福井県人権施策基本方針」に基づいた多様な機会の提供、効果的な手法について)

6、[]について(県は市町に指導する立場から答えてください。)

① []活動の3つの機能についてお尋ねする。(どのような機能が存在するか。)

② 3つのうち、[]で開催しているものをあげられたい。

7、[]の開発事業について

① []側の []はどうなっていますか。

(昨年の回答にあった []及び []の了解、[]と工事着始について)

8、主要地方道舞鶴野原港高浜線について

① 施工後 20 年が経過している []箇所の安全確認及び精査について

② []の []及び []の実施について

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
1 あらゆる差別をなくするための人権教育及び人権啓発の推進について ① 県内市町の合併を契機として市町に対して「人権教育、人権啓発に関する施策」に取り組むよう働きかける」とあるが結果はどうなったか。 ② 市町の人権問題は人権・同和問題啓発主幹課長が担当されているようですが、各市町の人権・同和問題の年間計画、実施計画を明らかにされたい。	① 地域福祉課 市町の人権施策の推進については、様々な機会を捉えて、(1) 中長期計画における人権項目の取入れ、(2) 人権施策推進計画の策定、(3) 推進体制の整備の働きかけを行っており、昨年度は、4月25日の市長会、5月9日の町長会、5月17日の市町人権・同和問題啓発主管課長会議において、今年度は、6月18日の市町人権主管課長会議、7月10日の町長会において要請を行ってきた。 また、各市町に直接出向いて個別に要請を続けてきた結果、ほとんどの市町で年度内に策定することとなったところである。 (策定状況は8Pのとおり) ② 地域福祉課 各市町の人権・同和問題教育・啓発活動の年間計画は2～6Pのとおりである。 なお、県では、今年度の機構改革(5月17日付け)で、同和問題、高齢者・障害者・子ども等の人権を所管する健康福祉部に、「同和対策室」に代えて新たに「人権室」を設置して職員も増員するなど、総合的に人権施策を推進することとした。

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
福井市	9月下旬、12月4～10日	人権・同和問題啓発事業	啓発物品作成・配布	市民
	12月4～10日	人権週間啓発事業	人権啓発のぼり旗の作成・掲示	市民
	年間	少年教育学級	子どもの人権	地域住民・学級生
	年間	家庭教育学級	家庭生活にかかわる人権	地域住民・学級生
	年間	成人教育学級	社会生活に関わる人権	地域住民・学級生
	年次研修会時	福井市PTA連合会 婦人会研修	人権問題と暮らし	PTA連合会・婦人会会員
	未定 年間	館長研修会 人権の花運動	差別事象に学ぶ 花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	各公民館長
敦賀市	7月25日	DV講座	講義	母子自立支援員 DV女性相談員 家庭児童相談員 生涯学習施設職員
	10月27日	男女共同参画推進講座	講義・討論	市民
	年間	男女共同参画推進講座	講座・講演	市職員、教員、企業関係者等
	12月上旬	敦賀市人権教育指導者研修会	講演	
	年間	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	
小浜市	11月	「心あたたまる手紙」作品募集	公募	市民
	3月	「心あたたまる手紙」作品集発行	冊子配布	市内小中学生保護者
	2月10日	人権教育講演会	人権に関する講演会	市民
	2月10日	パネル展(人権啓発)	パネル展示	市民
	未定	企業、官公庁の人権教育講演会	講演会	官公庁職員 民間企業職員
	年間	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	
大野市	6月2日	人権啓発講演会、人権啓発資料展	啓発パネル展、トーク&コンサート、人権クイズ、人権メッセージ	市民
	4～3月	人権啓発学習会	ビデオ上映	市民
	8～3月	人権啓発学習会	講演、ビデオ上映、参加型学習会	市民
	6～2月	市民学校	講演	市民
	12月	人権週間街頭啓発と施設訪問	啓発物品作成・配布、施設訪問	市民
	12月4～10日	人権週間啓発懸垂幕の作成・掲示	同左	市民
	8月	夏祭り街頭啓発	啓発物品作成・配布	市民
	年間	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	
勝山市	11月	講演会	人権問題について	市民
	9月	ありがとうのまち宣伝事業	ありがとうメッセージ募集・表彰、啓発ポスター	市民、市内小中高生
	毎月第1、3水曜日	人権相談所開設	相談	市民
	6～12月	人権教室(幼稚園、保育園)、夏祭り街頭啓発	啓発物品作成・配布、街頭啓発、施設訪問	市民
	8月	家庭教育相談事業	個別相談	園児・生徒の保護者
	年間	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
鯖江市	4～3月	地域推進講演会	市内4会場	市民
	8～12月	ありがとうメッセージコンクール開催事業	ありがとうメッセージの募集・表彰、作品集の作成・配布	市民
	12月2日	男と女輝くさばえフェスタ2007	男女共同参画に関する講演会および発表会	市民
	2月	職員研修	人権・同和問題に関する職員研修	全職員
	毎月第2木曜日	人権擁護委員会定例相談	人権擁護委員による人権相談	市民
	6月1日、12月2日	人権擁護委員会特設相談	人権擁護委員による人権相談	市民
	5月5日	街頭人権啓発活動	人権相談の案内チラシ、人権啓発グッズ、人権啓発資料の配布	市民
	12月2、7日			
	4月19日	人権・同和研究会	19年度活動計画、研究推進計画の立案	市内各小中学校教員
	2月	人権・同和教育指導者研修会	講義、各学校の取組報告	市内各小中学校教員
	7月12日	家庭教育講座、講演会	講演会	市民
	10月28日	家庭教育講座、講演会	講演会	市民
	12月4日	家庭教育講座、講演会	講演会	市民
	1月19日	家庭教育講座	人権のビデオ上映	児童、PTA、市民
	1月	家庭教育講座	男女共同参画学習会	市民
あわら市	12月上旬	あわら男女共同参画のつどい	人権啓発	市民
	4月13日～11月15日	あいさつ運動および啓発活動	毎月15日に駅前や小中学校であいさつ運動および啓発活動	市民、小中学生
	6月6日	青少年健全育成あわら市民会議総会	青少年健全育成に関する計画及び人権啓発	青少年育成団体
	11月18日	生涯学習推進大会	家庭教育の重要性について	市民
	5月、9月、3月	青少年健全育成あわら市民会議役員会	子どもの人権、非行問題	役員
	5月、3月	少年愛護センター補導委員会	子どもの人権、非行問題	補導委員
	8月	人権等に関する標語募集		小中学生、親子
	7月、12月、3月	少年愛護センターだより「シグナル」発行	広報誌に人権に関する記事を掲載し啓発	小中学生
	12月	人権学習	各学校において人権学習を展開	小中学生
	12月	人権啓発チラシ配布	人権週間に併せての人権啓発活動	小中学生
	6月～3月	人権啓発ビデオの貸出し	人権学習に必要な教材の提供	小中学校教員
	毎月	市広報誌による啓発	女性の人権、子どもの人権など適宜記事を掲載	市民
	12月	女性のつどい	講演、話し合い	市民
越前市	4月～3月	啓発活動事業	地域リーダー養成講座・ちらし配布	地区市民リーダー
	10月20日	研修会	子どもの人権	市民、学校・各種団体リーダー
	11月	研修会	高齢者の人権	市民、学校・各種団体リーダー

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
坂井市	7月	映画の上映会	人権啓発映画	市民
	4月、6月	研修会	意見交換・討議、啓発パンフレット配布	生涯学習推進員・補導員
	7～9月	啓発作品コンクール	作品募集	小中学生
	7月	生徒指導担当者会	現状報告、討議	生徒指導担当者
	7月1日	心の教育講演会	講演会	PTA
	10月	青少年健全育成大会	講演実践発表	青年、婦人、壮年、老人
	12月	人権啓発講演会	講演会	市民
	12月4～10日	人権週間啓発活動	街頭啓発活動	市民
	1月13日	成人式	啓発パンフ配布	新成人
	毎月	広報啓発活動	啓発	市民
	随時	相談窓口設置	相談	市民
永平寺町	随時	意識啓発推進活動	啓発・意見交換	市民
	毎月	人権相談所の開設	人権問題等の相談	町民
	7月	愛護センター研修会	学習・研修会	運営委員・補導員
	7月、11月、2月	男女共同参画を考える会	町民寸劇・講演会など	町民
	9月	講演会	子どもの虐待防止について	PTA、保育園児保護者、町民
	10月	講演会	男女が思いやる社会を目指して	町民、町内婦人会、町内壮年団
	12月4日～10日	街頭啓発活動	懸垂幕、自動車マグネット幕の掲示	町民
	11月	人権啓発活動	重点目標のパネル掲示等	町民
	12月	巡回啓発活動	広報車による町内巡回	町民
	12月	街頭啓発活動	町内各所にてパンフレットの配布	町民
	12月	人権啓発映画研修会	映画(ビデオ)鑑賞	町民
	7月～2月	家庭教育学級	講演会・学習会など	町民
	1月	町職員研修会	講演会	町職員
池田町	3月	愛護センター研修	講演会・研修会	運営委員・補導員
	5月20日	講演会	男女共同参画とは	町民
	2月5日	講演会	これからの共同社会を構想する	町民
	随時	視聴覚ライブラリー	ビデオ巡回上映会	各地区
	随時	人権・同和教育	各学校において人権学習	小中学生
	8月、12月、3月	人権啓発活動	男女共同参画意識調査に基づく学習会	町民
南越前町	4～3月	啓発物品作成・配布	男女共同参画啓発用チラシの作成	町民
	12月4～10日	啓発物品作成・配布	人権啓発の横断幕の作成、掲示	町民
	6月、8月	女性セミナー	講演	婦人
	7・10月	家庭教育学級	講演、ビデオ	保護者
	6・10月	青少年育成研修	ビデオ	小学生、育成者
	7・11月	広報啓発活動	チラシ等配布	町民
	11月	民生委員等研修	講演、ビデオ	民生委員、福祉関係者
	4月	男と女のつどい	講演	町民

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
越前町	9月24日	講演会	人権啓発	町民
	6月	男女共同参画研修会	研修会	女性各種団体全般及び職員研修
	5月、6月	合宿通学事業	体験学習	小学4年生
	8月	気づき事業	研修会	町民
	8月	家庭教育セミナー	子育てセミナー	小学校低学年および乳幼児の保護者
	11月～2月	集落公民館研修会	研修会	町民
	7月	文化講演会	講演会	各種団体、町民
	年間	おはなしの広場	絵本の読み聞かせ	小学校低学年
	12月	男女共同参画宣言		町民
	3月	生涯学習推進研修会	研修	生涯学習推進員、区長会、各種団体リーダー、町民
美浜町	5月、11月、3月	新着任教職員研修会	講義、ビデオ視聴、実践報告	町内新着任教職員
	4月26日	人権教育研究大会	人権教育推進についての協議	町内各層の指導者
	4月他2回	指導者研修会	講演、ビデオ視聴、人権教育推進についての協議	町内各層の指導者
	7月・12月・2月	校区PTA研修会	映画鑑賞・講演会など	町内8校PTA役員
	2月	視察研修会	近畿・中部地方の先進地、人権教育関係施設等の視察	町民代表
	年間	集落別研修会	町内各集落での懇談、学習会	全町民
	11月3～4日	町民文化祭の展示	人権作品の展示、ビデオ鑑賞	全町民
	12月上旬	人権キャンペーン	町内巡回と啓発物品の配布	全町民
	12月8日	人権のつどい	人権コンサート(講演会)	全町民
	年間	各種団体研修会	講演会・グループ討議	各種団体
	年間	各事業所研修会	講演会・分散会	各従業員・社員
	年間	地区内研修会	人権問題に関する学習と研究協議	地区住民
	年間3回	人権教育だより「ふれあい」の発行	人権コラムや町民の声など	全町民
	年間1回	啓発冊子「ふれあい」の発行	啓発記事、詩・写真等作品	全町民
	年間1回	人権作品集の発行	公募入選作品の収録	全町民
	年間適宜	意識調査の活用	意識調査結果の活用	全町民
	年間6回	町民人権講座	講演会	全町民
	11月23日	講演会	青少年健全育成のための人権教育のあり方	全町民

市町の人権・同和問題教育・啓発活動年間計画

自治体名	実施年月日	事業名	事業概要	対象者
高浜町	9月24日	いのち・愛・人権フェスタ	人権啓発団体と町民との交流	町民
	5～11月	地区別人権研修会	安心して暮らせる町	行政区民
	11月、2月	人権講演会	テーマ:男女共同参画・企業における同和問題	企業・町民
	7月、2月下旬	人権作品コンクール	子ども、企業における同和問題	町民
	11月20～22日	2007人権フォーラムたかはま(分科会)	同和、女性、子ども、高齢者、障害者等様々な人権問題に関する分科会	町民
	7～10月、12月8日	人権作品コンクール作品募集、表彰式	人権作文、標語、ポスターの募集、優秀作品の表彰	町民
	12月2日	啓発街頭キャンペーン	町内各店頭にて啓発物品等の配布等	町民
	12月8日	2007人権フォーラムたかはま(全体会)	パネルによる意見交換	町民
	月1回	人権啓発推進員会議	推進員研修、地域啓発の方法検討、情報交換	人権啓発推進員
	2月	人権啓発推進員先進地視察	先進地視察	人権啓発推進員
	8月上旬	町職員対象研修会	研修会	町職員
	7月下旬～8月上旬	事業所対象研修会	講演・ビデオ視聴・参加型体験研修	事業所合同
	年間随時	PTA対象研修会	同和問題を中心に捉えた人権研修	学校保護者
	年間随時	隣保館交流体験教室	福祉ボランティア体験活動親子体験講座	町民
	年2回	啓発広報誌発行	啓発広報誌「いのち愛人権」を各戸配布	町民
	年間随時	啓発ビデオ放映	人権問題啓発ビデオの有線テレビ放送	町民
	年間	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	町民
おおい町	12月	「おおい、さわやかライフ講座」の開催	講演会	町民
	6月14日	人権教育推進協議会会議	平成18年度人権教育推進計画について	人権教育推進委員
	9月	人権教育推進協議会会議	人権標語の選定、啓発看板の設置、次年度の講演会	人権教育推進委員
	11～1月	関西電力職員対象研修会支援	体験的参加型学習	関西電力職員
	12月中旬～1月下旬	人権啓発作品の募集	作文・標語の募集	町民 小中学生
	2月	人権教育推進協議会会議	人権教育推進事業の反省及び来年度の課題	人権教育推進委員
	2月	町職員等研修会	講演	職員全員
	2月	「人権」35号発刊	人権に関する作文・標語など掲載	町民
若狭町	年間	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	町民
	4月	認知症サポーター講義	講義	中学生
	6月	人権教育推進協議会	啓発活動計画	人権教育推進協議会委員
	7～3月	人権教育研修会	講演、映画(ビデオ)	小中学校PTA(授業参観)
	8月～	人権教育研修会	講演、ビデオ	地区内の公民館等
	9月	人権教育推進協議会	啓発内容協議	人権教育推進協議会委員
	11月	講演会	男女共同参画	女性の会
	11月	視察研修	視察研修	人権教育推進協議会委員
	11月	認知症フォーラム	講演、一行時発表等	町民
	10月～	人権メッセージ募集	CATV、広報誌	町民
	2月	人権意識高揚大会	人権メッセージ発表・表彰、人権講演会	町民、教育関係者、町行政職員、 企業推進員、議会議員
	3月	人権教育推進協議会	年間活動反省	人権教育推進協議会委員
	年間	人権の花運動	花を育てることにより人権尊重思想を涵養する	町民

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
2 人権問題（特に同和問題）については市町に広がりが見られない。何年も前から要求しているが進展がない。 ① 人権問題を議題にした首長レベルの話し合いができる「懇話会」を設置されたい。 ② 各市町人権担当者の意識が大切であり、これらメンバーが集まり、意見交換、勉強会を行う場を設置されたい。	① 地域福祉課 人権施策の推進については、市長会、町長会に出席してさらなる人権啓発意識の高揚を図っているところであり、今後ともあらゆる機会を捉えて要請していく。 ② 地域福祉課 人権問題に対する正しい知識と理解を深めるため、自治研修所の研修や人権・社会同和教育指導者研修会、また人権セミナーや人権主管課長会議、さらには各市町が独自で行う職員研修等に直接出向くなど、人権意識の啓発を図っている。 今後は、より積極的に人権問題に取り組む判断力や実践力を養うために、市町人権担当者研修会を開催し、人権意識の高揚を図っていきたい。

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
③ 県としては、総務部長、企画幹が市町に対し、長中期計画の策定時に ○ 人権施策の位置付け ○ 人権施策推進計画の策定 ○ 人権施策推進体制の整備 などを実施するよう要請されているが、その成果を明確にされたい。	③ 地域福祉課 平成19年8月20日現在の市町の策定状況は下記のとおりである。 (は18年度に取り組んだ市町) (1) 人権施策の位置付け(中長期計画への取入れ) ・取入れ済み(14市町) 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、若狭町 ・取入れ予定(3町) 19年度 永平寺町、おおい町 次期改定時 池田町 (22年度) (2) 人権施策推進計画の策定 ・策定済み(5市町) 勝山市、鯖江市、美浜町、高浜町、若狭町 ・策定予定(12市町) 19年度 敦賀市、小浜市、大野市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、おおい町 20年度 福井市 (3) 人権施策推進体制の整備 ・整備済み(5市町) 勝山市、鯖江市、美浜町、高浜町、若狭町 ・整備予定(12市町) 19年度 敦賀市、小浜市、大野市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、おおい町 20年度 福井市

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
3 公正な採用選考について 去年の実態調査により県及び市町等65の公的機関のうち、32団体83件の不適切な取り扱いが認められている。問題の背景には、公正採用選考に対する意識の欠如と形式的な通達の伝達があると考えられるが ① 公正な採用選考制度の確立に向け、どのように取り組んでいくのか明かにされたい。	① 昨年の公正採用選考の問題は、率先して人権教育・啓発を推進しなければならない立場の県をはじめとする自治体で不適切な取扱いが行われていたというもので、極めて深刻な事態であると認識しており、再発防止を図るためさまざまな取り組みを行ってきた。(別添資料) 労働政策課 従来から福井労働局との連携のもと、公正な採用選考を徹底するため「公正採用選考ガイドブック」を作成して各関係機関に配布し、各種会議・研修会等で説明を行うなど、公正採用選考の周知啓発に努めてきた。 しかしながら、一部公的団体において公正採用選考が徹底されていなかった結果を重く受け止め、今後とも、福井労働局をはじめとする関係機関と連携の上、厚生労働省が示す個人情報の取扱いに関する指針、その他公正採用選考に係る基準を遵守した採用選考を行うよう、様々な機会を通して一層の周知徹底を図っていく。 人事企画課 任命権者における選考採用については、公正採用選考ガイドブックを用いて面接官に事前説明を行い、公正採用の意識徹底を図るなど、公正な採用選考を実施している。また、アルバイトの採用選考に当たって、一所属で不適切な対応が見られたことを重く受け止め、昨年度、全所属に対して、公正採用選考の徹底を通知するとともに研修会を実施し、改めて公正採用について周知徹底を図ったところである。今後とも、あらゆる機会を通じて意識啓発を行い、公正な採用選考を徹底していく。 人事委員会事務局 平成18年度実施の警察官採用試験以外の採用試験について身体検査書の提出を求めないこととした。 また、これまで公正採用選考ガイドブックを用いて面接員に事前説明を行うとともに、平成18年度には、公正採用選考に係る各種会議・研修会等に採用試験担当職員が参加し、公正採用選考の意識の周知徹底を図ってきた。 平成19年度以降においても、平成18年度と同様に公正採用選考の意識の周知徹底を図り、公正な採用選考に取り組んでいく。

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
② 各市町に対しどのような指導体制を確立するのか明らかにされたい。	学校教育振興課 教員採用選考については、平成18年度に、公正採用の観点から志願書、健康診断について見直しを行った。 平成19年度においても、公正採用選考ガイドブックを用いて面接員に事前説明を行い、公正採用の意識の周知徹底を図るなど、公正な採用選考を実施したところである。 今後とも公正な採用選考に向けて努力をしていく。 <参考> 平成18年度実施教員採用選考の志願書、健康診断についての見直し ・体育・文化・ボランティア・部活動歴については、公正採用選考ガイドブックの自己紹介書と同じ形式に変更した。 ・教育実習校記入欄を削除した。 ・泳力の記入欄を削除した。 ・自己アピール欄を削除した。 ・健康診断書の提出は採用内定者に限定することとした。 ・健康診断の受診病院は特定病院を指定せず、検査可能な病院に拡大した。 高校教育課 高校新卒者の公正採用選考チェックについては、平成18年度に、公的機関を含む就職試験を受けたすべての生徒に対し、受験後に統一書式による「公正採用選考チェック表」を記入させた。 また、調査報告を従来の年1回から3回に拡大するとともに、企業向け啓発用リーフレットを作成した。 平成19年度には、7月4日に開催された「厚生労働省通達に基づく就職差別撤廃に向けた学習会」の結果に基づき、「公正採用選考チェック表」の内容修正および公正採用選考に係る調査マニュアルの作成を行った。 今後は、公正採用選考関係機関連絡会議（平成13年度設置）に「公正採用選考チェック表」をすべて提出し、不適正事象のチェックを行う。 ② 市町村課 今回の事案については、市町・一部事務組合等の採用担当者に、採用選考にあたっての人権意識の重要性が十分認識されていなかったことが問題と考えられることから、関係各課・各機関と連携し、市町・一部事務組合等の採用担当職員に対し、共通の認識、問題意識が持てるよう、説明会・ヒアリング等のあらゆる場面を通じて、公正採用の的確な実施を助言していく。 市町における採用選考については、市町村課が窓口となり、人権担当課・労働担当課とも連携して、公正採用の周知徹底を図っていくほか、試験案内・申込書等の書類の確認や、面接時の注意事項にかかる助言など市町の試験日程に合わせて、個別具体的な助言を行っていく。

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
4 「実態調査」について 福井県は[]と連携して「実態調査」を実施、差別の実態が依然として残されていることを認識した上で、積極的に人権教育・啓発を推進していくと述べられている。 ① 県下全市町での「人権意識調査」が必要と考えられるが、県としてどう捉えているのか。 ② []で昨年実施された「人権意識調査」の結果分析と、その結果より「実態調査」実現に向けた具体的指導ポイントをあげられたい。	① 地域福祉課 人権に関する各種統計調査については、それぞれのセクションで行っており、その結果を踏まえて人権教育・啓発活動を精力的に推進している。 県内全体の調査については、必要と考えており今後検討していきたい。 ② 地域福祉課 []の「[]民意調査実施報告書」では、「人権行事に参加した」と答えた方が前回調査（平成10年）に比べて20ポイント増の40%、「人権に関心がある」が10ポイント増の50%と人権意識が改善されている一方で、「人権を侵害された」が2ポイント増の24%となっている。 また、「結婚相手を決めるときに家柄等を問題にする」と答えた方が19%もあり、前回調査の21%に比べて2ポイント減少しているものの依然として高い比率であり、大きな問題であると受け止めている。 今後とも、あらゆる機会を通じて、積極的に粘り強く、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育・啓発活動を推進していく。 なお、実態調査については、対象市町においては、「個々人のプライバシーに踏み込むような実態調査は難しい」、「地区住民の協力を得にくい状況にある」などの意見があるが、引き続き要請を行っていきたい。

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
5 [REDACTED] 公衆トイレにおいて差別落書きによる個人及び同和地区を中傷する重大な人権侵害事件が発生した。 ① [REDACTED] 事件は、その後県行政にどう活かされてきたか。 (県・学校教育・社会教育の場での昨年から一年間の実績)	① 地域福祉課 [REDACTED] 事件については、県内に今なお差別意識が残っていることを認識しながら、県においては、本事件を踏まえた教育啓発の充実に努めてきた。 まず、県民に対する人権研修については、「人権啓発セミナー」や「人権・同和問題講演と映画の会」などを開催するとともに、公民館や企業への出張人権研修等を行い、人権啓発の充実に努めてきた。 また、県職員に対しては、本庁各課の総括課長補佐および出先機関の総務課長等を対象に、職場研修の充実を図ったほか、市町職員に対しても人権・同和問題研修会や職員研修などを開催するなど人権教育・啓発に努めてきた。 今後とも、差別意識の解消のため、あらゆる機会を通して人権教育・啓発に取り組んでいきたい。 義務教育課、高校教育課 学校教育においては、落書き事件の反省を踏まえ、すべての小・中・高等学校を対象に地区別人権教育研究協議会を開催し、各学校の情報交換を行うなど、人権教育の取組みの強化を図ってきた。 情報交換会では、指導主事を分科会ごとに配置し、「子どもの実態に応じた、人権教育の指導内容や指導方法のあり方」という観点から、きめ細かな指導・助言を行っている。 県学校同和教育研究協議会が行う調査結果では、すべての小・中・高等学校において、あらゆる教育活動を通じ、繰り返し人権教育が推進されている。特に、道徳・特別活動・総合的学習の時間を中心に、「人権感覚豊かで実践力のある子どもの育成」を目指している。その際には、「体験的参加型学習」を取り入れるなど、指導方法の工夫も見られるようになってきている。 また、教育研究所等における各種研修会でも、より実践的な内容を扱うように改善してきた。 生涯学習課 社会教育においては、(1)人権・社会同和教育指導者研修会(嶺北・嶺南)、(2)青年・女性人権・同和問題研修会、(3)生涯学習課関係機関研修会、(4)公民館職員研修会などを開催し、人権意識の高揚に努めた。

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
② 差別事件は県内どこにでも起こりうる。「人権教育及び人権啓発に関する法律」との関連をどう位置付けるか明らかにされたい。(特に昨年の回答があった平成18年1月策定の「福井県人権施策基本方針」に基づいた多様な機会の提供、効果的な手法について)	② 地域福祉課 我が国においては、日本国憲法の下、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられず、個人として尊重され、法の下に平等」とされているが、[REDACTED] 事件に見られるように、同和問題を始めとしてさまざまな人権侵害が今なお存在している状況にある。 人権が尊重される社会の実現のためには、「人権教育及び人権啓発に関する法律」に明記されているように、国・地方公共団体および国民がそれぞれの責務を全うすることが必要であり、県では、昨年1月に策定した「福井県人権施策基本方針」に基づき、あらゆる分野において、人権教育および人権啓発を積極的に推進してきた。特に昨年度は、3月に発覚した職員採用選考時の不適切な対応の再発防止を図るため、採用担当職員に対して重点的に研修を行うとともに、市町に直接出向いて研修を行ってきた。 今後とも、あらゆる機会を捉えて人権教育・啓発に努めていきたい。 生涯学習課 社会教育においては、指導者研修、社会教育指導員研修および一般研修の3つの研修機会を設けている。これらの研修会では、体験的参加型学習やビデオ視聴などの手法を取り入れ、研修内容の充実にも努めている。今後とも、効果的な研修となるよう、工夫していきたい。 義務教育課、高校教育課 学校教育では、全学年を通して、道徳・特別活動・総合的学習の時間を中心に、人権教育を積極的に進めている。さらに、小学校低学年における生活科、中学年以降各学年の社会科などの各教科での学習、また、高学年を中心に運営される児童会や中・高等学校における生徒会活動など、発達段階に応じたそれぞれの場面でも、豊かな体験活動を通して、差別を許さない「人権感覚豊かで実践力のある子どもの育成」を図る指導を行っている。 今後とも、県内のすべての学校において、身近な人権問題を切り口として、お互いを思いやり、相手を尊重し、生命や人権を大切にする態度や豊かな人間関係を築いていける力の育成に努めたい。

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
6 〇〇〇について（県は市町に指導する立場から答えてください。） ① 〇〇〇活動の3つの機能についてお尋ねする。（どのような機能が存在するか。） ② 3つのうち、〇〇〇で開催しているものをあげられたい。	① 地域福祉課 〇〇〇の機能の充実については、以下の3項目が大事であると考えている。 (1) 総合相談活動と自立支援の取組み 「生活自立支援センター」として、相談事業の一層の充実と、福祉や教育・就労対策などを積極的に進める。 (2) 住民交流センターとして 周辺住民との交流を促進することにより、地域の福祉活動の拠点センターをめざす。 (3) 人権学習・人権情報発信のセンターとして 学習会・勉強会の開催や情報発信を積極的に進める。 ② 地域福祉課 〇〇〇では、以下の事業を実施している。 (1) 総合相談活動と自立支援の取組み 地域住民に対する生活・健康・教育・育児・職業等の相談事業や食生活・生活環境の改善指導等を実施し、適切な助言指導を行っている。 (2) 住民交流センターとして 周辺住民との交流を促進するため、人権週間に合わせて隣保館祭りを開催したり、休日にも開館し家庭菜園や大正琴、健康体操等の教室を開催している。 (3) 人権学習・人権情報発信のセンターとして 子ども会やスポーツ同好会等の活動の中で、人権に関する学習会や勉強会を積極的に開催している。

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
7 [redacted]の開発事業について ① [redacted]側の[redacted]はどうなっていますか。(昨年の回答にあった[redacted]と[redacted]について)	① 小浜土木事務所 早期に改良する必要があると認識しており、地元役員の方々には事業の概要を説明し理解をいただいたことから、今後、実施に向け詳細協議を行っていく。 なお、[redacted]および[redacted]については、次のとおりである。 (1) [redacted]について ア [redacted]となっていることから、先ず[redacted]区へ[redacted]をしていただき、その後、[redacted]区と[redacted]する予定である。 イ [redacted]していたが、現在、[redacted]しており、[redacted]となっている。 [redacted]その[redacted] ウ [redacted]区への[redacted]でき次第、[redacted]を行う。 (2) [redacted]について ア [redacted]ことができたので、[redacted]を行っていきたいと考えている。 (3) その他 ア [redacted]など、関係法令に基づく許認可の手続きを行っていく。 [redacted]と[redacted]を行い[redacted]を受け、できる限り早く工事に着手したいと考えている。

2007年度人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答

H19. 8. 28

要 求 項 目	回 答
8 [redacted]について ① 施工後20年が経過している[redacted] [redacted]の安全確認及び精査について ② [redacted]の[redacted]及び ひび[redacted]の実施について	① 小浜土木事務所 平成18年9月、10月に行った目視調査の結果、コンクリート擁壁と擁壁を地山に固定するための鉄筋製のアンカーともに変状、異常はなく施設は健全な状態にあると判断している。 ② 小浜土木事務所 [redacted]内の[redacted]については、目視による調査ではあるが増えており、特に、降雨の後には多いようである。 この対策としては、[redacted]を止水してしまうとコンクリートの背面で水が溜まり、その圧力によってコンクリートのひび割れが進行するなど悪影響が考えられるので、漏水が車道や歩道に落ちないように[redacted]を検討している。 なお、[redacted]内で[redacted]したことから、早急に滑り止めの工事を実施する。

部落解放同盟との懇談会記録（平成19年度）

日 時 平成19年8月28日(火) 13:00 ~ 16:00

場 所 福井県若狭図書学習センター 講堂

出席者 【部落解放同盟】

福井県連合会

他

中央本部

【福井県】（38名）

品谷健康福祉部長、畑中嶺南振興局長 他（別紙出席者名簿参照）

【**要員**】（2名）

(司会：[REDACTED])

皆様、今日は、ご苦勞様でございます。定刻になりましたので、ただいまより、部落解放同盟福井県連合会と福井県との懇談会を始めさせていただきます。

本日司会進行を務めます福井県連の[]です。よろしくお願いいたします。

それでは始めに、懇談会の開催にあたりまして、福井県連の[]がごあいさつ申し上げます。

部落解放同盟福井県連あいさつ

こんにちは。例年、こういうふうな会合を持たせていただいていますけど、今年は異常気象ということで、長い間かんかん照りの日が続いてきましたが、今日はちょっと雨も降って曇りがちの天気で、非常に話しやすい環境になったと思います。皆さん自身が今日は真剣に考えていただき、特に行政の皆さんに釈迦に説法のようにハード面とソフト面という言葉を使う必要はないですけど、今まではハード面を中心に、事業が終わっても継続的にやってきた事業はありますが、最近、ソフト面が中心になってきたわけです。ハード面というと、たとえば、ここの道路を直して欲しいということになれば、何月何日までやって欲しい、そういうことになれば、それまでにできていなかったら見た目にすぐ分かるわけです。だから、こういうことについては県の皆さんも真剣に考えていただきましたが、7年前に同和対策事業特別措置法が終わりました。

その後は、ソフト面が中心になってきました。心をいかに変えていくか。差別事件も起きています。今までハード面をやっていた時分になかったような[REDACTED] [REDACTED]というのが[REDACTED]をわたって起きています。やはりハード面とソフト面が両輪でやっていかないといけないということが、ハード面を中心に行政の皆さんが考えてやっていただいたということは、たいへん成果はあったと思いますが、それにソフト面がついていかなかった。

だから、人権教育および人権啓発の推進に関する法律を7年前に国がつくったわけですけど、7年間我々は同じような要求をやってきました。人権教育や人権啓発というのは、人の心を変える上で一番大事なことです。ところが、毎年テーマが変わると、その時限りの2～3時間辛抱すればそれでいいということになってきました。そういうことがあったとは言いませんが、そういう気持ちを持っておられ

た方もあったと思います。だから、今年の質問事項については去年に引き続いて、ほとんど同じものになっています。

だから、去年一年間、今日までにどのような成果をあげられたか。そういうことを1つにまとめていただくように、何日か前にいただきましたが、それを見る限り、ある程度は真剣に考えられてきたかなあと思います。

「人権・同和問題の解決に向けた福井県に対する要求項目回答」となっていますが、回答の中に人権という言葉はたくさん使われております。ところが、同和という言葉は[]と[]以外は使われていない。同じ、人権問題と同和問題を解決するための施策をやっていくなかで、なぜそういうふうになるのか。

今年はせめて、基本計画や実施計画ができている市町については、そういうことを書いた冊子を送って欲しい。見せて欲しいということでしたが、なかなかそこまではいっていないようです。今後、そういうことを要求していきたいと思います。真剣にやっていただかないとこれからは点検作業も行ってきたいと思っておりますので。

それから、公正採用のことについても、後で、中央本部の[]の方からお話しがあると思いますが、この前、途中で終わっています。継続的にやっていかないと、この問題については惰性でやっておられたことがたくさんあったと思います。17市町全部が厚生労働省や総務省の何らかの指示に従っていなかったということが明らかになっています。

そういうことで今日はこういう問題を中心にやっていきたいと思っておりますので、真剣に答えていただいて、成果のある会合になるようお願いしたいと思います。

(司会：[])

ありがとうございました。続きまして、福井県側よりごあいさつをお願いします。

県あいさつ（品谷健康福祉部長）

県の健康福祉部長の品谷でございます。私は、昨年初めてお目にかかりまして、今年で2回目となりました。開会にあたりまして、県の出席者の代表としまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は部落解放同盟福井県連合会の[]様はじめ役職員の方々、また、中央本部の方からは[]様を始め、皆様方のご出席を賜りまして、懇談会が開催できますことに対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

また、日頃から同和行政の推進に関しまして、一方ならぬご理解ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。同和問題は日本固有の人権問題でございまして、基本的人権の保障にかかわる深刻かつ重大な問題であると認識しております。国、市町の協力の下に、関係者の方々のご意見を伺いながら、特別対策を実施してきました。平成14年3月の特別法失効後も地域の情勢等必要性を把握した上で、所要の施策を実施しております。

今後とも皆様方から、こういった直接ご意見をお伺いする場がより重要になっていくのではないかと思っております。今ほど、ソフト面の事業のことを[]様からおっしゃられましたが、特に人権教育と申しますか、人権啓発につきましては、各職域ごとに取り組んでおりますけれども、先ほども[]様がございましたけれども、いまだ様々な人権に対します不当な差別が存在しています。

県におきましても、引き続き福井県人権尊重の社会づくり条例の下に、人権教育・啓発を積極的に推進していく必要があると認識しておりまして、昨年1月に策定されました福井県人権施策基本方針に基

づきまして、人権教育・啓発を進めていきます。また、昨年ご指摘がありました人権の担当部局につきましては、福井県には人権という名の付いた課が一つもないというご指摘を受けまして、本年5月の人事異動時の機構改革におきまして、健康福祉部に人権室を新たに設置いたしました。その中には、もちろん同和問題を中心に、いじめ問題、虐待の問題を扱い、人権問題を一元的に取り組むこととしております。本日の懇談会が実り大きいものとなりますようご祈念いたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

(司会：)

ありがとうございました。続きまして、中央本部よりごあいさつをお願いします。

部落解放同盟中央本部あいさつ

ご苦労さんです。本部の をしております です。一昨年この会場の方に寄せていただきまして、差別事件を中心にいろいろな問題提起をさせていただきました。昨年この席上で県内に残っている就職に関わる差別的な行政の対応をめぐって問題提起もさせていただきました。その後行政内部でその解決の努力がされてきましたが、先般、その経緯も含めた話を私どもの福井県連本部、県および関係市町と行いました。1999年に職業安定法が改正されました。それまで、個人が持つ背景や属性の部分については差別につながるから、質問事項も含めて改善していこう、それぞれが厚労省の指導に基づいて行政が民間を指導しながら改善されてきた経緯があるわけです。それが1999年でもって個人の背景や属性の部分についての調査を禁止するという内容が職業安定法の改正によって定められました。残念ながら先般から明らかになった事象は、民間を取り締まっていかなければならない行政機関自らが個人の背景や属性を調査するという極めて深刻な事態が、先般、詳細にわたって明らかになりました。

今日は時間の関係でそのあたりはどこまで議論できるのか分かりませんが、福井市を始め関係市町との課題もありますので、基本的には、詳細にわたっては別立てで考えていきたいと思っておりますけれども、そういう課題を福井県としても真摯に受け止めてもらいたい。片方でしっかりとした公正採用のガイドブックを持ちながら、そのガイドブックが全く採用選考の中においては活かされていない。何のために作ったのか。このことも我々は厳しく問うていかなければならないと思います。現場はそれとは全く逆の形で個人の属性・背景を調べながら、採用試験の前段の調査をしているという実態が明らかになったわけでありますから、県としてどう真摯にこの事態を受け止めながら対応していくのかということも今日明らかにしていただきたいと思います。我々のハードの問題には中核事業の課題を今日は要求項目としてあげさせていただきました。その背景には、特措法は済んだけれども、依然として差別事件が存在している、その差別を解決するための環境改善を整備してもらいたい。そんな思いで要求項目にあげておりますので、ぜひともこれは、ハードの問題、教育啓発の問題が分離される問題でもないわけでありますから、そのあたりが絡まりながら差別撤廃の行政役割をどう果たしていくのかこういう立場で今日は回答をよろしく願いいたしたいと思います。時間の限りはありますけれども、真摯な対応をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

(司会：)

ありがとうございました。次に自己紹介に移ります。時間の都合上、それぞれ前列の方のみお願いをします。まず、部落解放同盟側より、中央本部の方から順に、自己紹介をお願いします。

部落解放同盟高浜支部の[]と申します。よろしくお願いします。

解放同盟北陸事務所の[]です。

中央本部事務局[]をやっています[]と申します。よろしくお願いいたします。

解放同盟の[]をしております[]と申します。よろしくお願いします。

本部の[]をしております[]です。よろしくお願いします。

福井県連合の[]です。

県連の[]の[]です。よろしくお願いします。

県連の[]の[]です。よろしくお願いします。

(司会：[])

次に、福井県側の方よろしくお願いします。

農林部企画幹の森近と申します。よろしくお願いいたします。

産業労働部企画幹の梅田と申します。よろしくお願いいたします。

小浜土木事務所の武田と申します。よろしくお願いいたします。

土木部企画幹の松嶋です。よろしくお願いします。

嶺南振興局長の畑中です。よろしくお願いいたします。

健康福祉部の品谷でございます。

総務部企画幹の江川でございます。よろしくお願いします。

教育庁企画幹の伊藤でございます。よろしくお願いします。

同じく教育庁の学校教育担当の企画幹の加藤でございます。よろしくお願いします。

(司会：[])

ありがとうございました。それではただいまより、協議に入ります。まず、県連[]より、福井県連からの要求事項の一括提示をいたします。

[]

時間の関係もありますし、皆さんに回答書もいただいておりますので、概略で説明させていただこうと思います。座らせて説明させていただきます。

今回8項目ございます。その中で1つ目、あらゆる差別をなくすための人権教育および人権啓発の推進について。この中で2項目、設問を設けております。

そして、2つ目ですが、人権問題については市町に広がりが見られない。何年も前から要求しているが進展がない。ということで、首長レベルの懇話会の設置、2つ目が各市町の人権担当者が一堂に会する意見交換会、勉強会の開催について、そういう場の設置を要求しております。

3つ目ですけれども、公正採用選考について、今年の夏にも勉強会をさせていただいていますが、この中で、2つの設問を設けておりますので、回答の方をよろしくお願いします。

そして、要求項目の4つ目、これについては、実態調査を[]と福井県が連携して行っていますが、その後の県下全市町に対する人権意識調査の必要性を考えておりますので、県としての考え方、そして2つ目が[]で昨年実施された人権意識調査、その結果分析についての報告をお願いしたい。それら

を基に、今後各市町への具体的な指導ポイントをお答え願いたいと思います。

要求項目の5つ目、これは、[REDACTED]、このことについて、それらを県行政にどう活かされたのかという点でお答えいただきたい。同じく2つ目が、平成18年1月に策定されました福井県人権施策基本方針に基づいた多様な機会を活用された人権教育・人権啓発に関する取組みについての報告をお願いしたい。

そして、6つ目ですけれど、[REDACTED]について、これらの中身、そして[REDACTED]で開催されているという中身について確認をさせていただきたいと思います。

7つ目、これは[REDACTED]の開発事業と書いてありますけれども、この[REDACTED]地系の一番近い所にある[REDACTED]の[REDACTED]。これらの進展状況、昨年の回答結果から検査に至るまでの報告についてお願いしたいと思います。

そして、最後8項目目ですけれども、[REDACTED]、昨年、[REDACTED]の安全確認および精査についてという項目がありましたけれども、その精査の結果をお答えいただきたい。そして、[REDACTED]の[REDACTED]についてその対策についてどうとらわれているのか、お答えいただきたいと思います。

以上8項目になります。

(司会：[REDACTED])

ありがとうございます。次に、福井県より、ただいまの要求事項に対しまして、一括回答をお願いします。

(奥出地域福祉課長)

地域福祉課長の奥出でございます。それでは座って回答させていただきます。

(要求項目1、2、3①第一段落目までの回答読み上げ)

以下、関係課から具体的な取組みをご説明したいと思います。

(梅田産業労働部企画幹)

(要求項目3①労働政策課分回答読み上げ)

(江川総務部企画幹)

(要求項目3①人事企画課分回答読み上げ)

(山下人事委員会事務局次長)

(要求項目3①人事委員会事務局分回答読み上げ)

(伊藤教育長企画幹)

(要求項目3①学校教育振興課、高校教育課分回答読み上げ)

(江川総務部企画幹)

(要求項目3②市町村課分回答読み上げ)

(松並地域福祉課人権室長)

(要求項目 4、5 地域福祉課担当分回答読み上げ)

(伊藤教育庁企画幹)

(要求項目 5 学校教育振興課、高校教育課分回答読み上げ)

(松並地域福祉課人権室長)

(要求項目 6 回答読み上げ)

(武田小浜土木事務所長)

(要求事項 7、8 回答読み上げ)

(司会：)

ありがとうございました。ただいま、8つの要求項目につきまして、県側よりそれぞれ回答いただいたわけですが、続きまして、順次、質疑に入っていきたいと思います。

まず、1番目のあらゆる差別をなくするための人権教育および人権啓発の推進についてお願いします。

これだけ見れば、そこそこ頑張っているということは分かります。しかし、中身がどうなのかが非常に気になるところです。だから、これを見て、これでよいということに、なかなか我々は理解できないことはあります。書くことは簡単ですが、実際具体的に実績が伴っているのかということ、実際に例をあげて明らかにしてもらう必要があります。ともすると、人権問題をやっていますと言っても、実際は少し話をしてお茶を濁しているということもありうるわけですから、今までの例で言うと。この表をずっと見ていくと、各市町が取り組んでいると思いますが、中身については分からないということですね。だから、全部というわけにはいかないだろうけども、具体的な例は出してもらって、私たちに示してもらいたいと思います。

2番目の、主管課長会議という組織があってそこで議論されている。それは従来からやっているわけですね。だけど、なかなか全体として国がどんどん進んでいるというような、実際にやられているのかわからない。どういう中身が進んでいるのかどうか。

要するに、全体の福井県の人権施策が一步一步進んでいるのがどうか、が判定しにくい。だから、極端に言うと、作文をするのは簡単ですが、実際の中身について、これだけ進んでいますということが我々に明示されていないと、よく頑張ったなということは言い難いし、また実際に福井県全体の人権施策が着々と進んでいることが目に見えて出てこない。いつもこの辺で隔靴搔痒の観があってなかなか納得しがたい話にいつも終わっているわけです。具体的な例を後ほど、10例、20例ぐらい出してもらい、こういうことをやっていますということを示してくれる、そういう機会がありませんか。

(奥出地域福祉課長)

地域福祉課長の奥出でございます。市町の基本計画でございますが、具体的な進捗を数値化するのはなかなか難しいかなと思います。一覧表で書かれている内容が簡単すぎて、具体的にどういったことがなされているのかが見えにくい部分がございますので、これを各市町で具体的に、

()
その具体的なものをペーパーで出してください。

ここで我々が問うているのは、かつて、人権教育のための国連10年の推進計画というのが、当時、国を挙げて体制作りしました。それを受けて、当時の自治省の指導に基づいて、各県でもその推進体制ができたと思います。知事を本部長にして。それが一転終結をして、2000年に人権教育啓発推進法ができました。それを具体化していこうという動きが県レベル、市町村レベルであるんです。そういうものが、例えば文章化されて、人権教育啓発推進法を具体化するための総合施策とか総合計画とかそれに基づく実施計画とかそういう文章化されたものがあるのかないのか。仮にあるとするなら、県市町村含めて、資料で出してください。

これは、表には具体的な事業が出ていますが、どういう計画、実施計画に基づいてやっているのかというのが分からないわけです。だから、それぞれの町で人権教育啓発推進の総合計画というものをつくられているのか、つくろうとしているのか、そしてそれに基づく具体的な実施計画に基づく事業を、そういう位置付けをペーパーで示してもらいたい。事業だけポンと示しても、ちょっと分かりにくい。それは、後日でいいですから、まとめて市町も含めたペーパーを出せますか。

(奥出地域福祉課長)

先ほどもご説明させていただきましたが、今年度中に県全ての市町で策定することとなりまして、中長期計画の中で取り入れているとか、推進計画、あるいは推進体制に取り入れるところもございまして、きちんと文章化されておりますので、提出させていただきます。

ちなみに、県の方は基本計画が冊子になっておりますが、市町の分も県に提出してもらいます。

()
僕らが心配するのは、単発的にこういう事業をやることは、実際できます。しかし、体系的にきちんと、今、()が言われたように、その市町の基本計画または実施計画に基づいてやっているかということが重要であって、県から指導があるのでやむを得ずというような感じではあってはならないと思います。

この問題は、いくら県が頑張っても、全部の県民をとというわけにはいかない。やっぱり市町が独自に、主体的にやるのが一番大事なことです。市町が主体性の中でやらないことには、おそらく単発的なことに終わって、それで一年間終わりとなる。その辺に基づいて具体化をきちっとやっていかなければならない。場当たりのことではなしに。

それから、もう一点、それぞれの市町が予算をどれだけかけているのか、これをやっぱり明らかにしてください。金に伴うことだから、額によってどれだけのがなされているのかが分かる。この書き方ですと、1万円でも、言葉は悪いけれども、100万円でも同じです。

()
その問題と関連してもう一点。こういういろんな事業が1年間各町でやられました。さて、来年はどうしようかという議論が起こるわけです。大事なのは、事業のための事業ではないわけです。いかに効果がある事業を実施するかということが大事であって、そのためには、こうやってやられた事業がどういう効果を上げているのか。そして、住民はどういうニーズを持っているのか。こういうものを常に情

報として行政は掴んでおかないといけないと思う。

できれば、統一的なアンケートのようなものを作って、いわゆる事業の効果を参加者から測っていく。参加者のニーズもそこで問うていくということをしながら、単発の事業の繰り返しではなく、事業の課題と成果を積み上げていくための役割も事業の中に入れてもらいたい。そのためには例えば、参加者にアンケートを実施して、できれば県下統一のアンケート用紙を作って、他の町でやられている事業も同じようなところで、意識高揚を図っていくといいと思う。

これも今後は単発の事業で終わらせない、その事業の課題と成果を的確につかんで、次の事業に活かしていくという役割をすることは、行政としては予算をかける場合、最小の予算で最大の効果を出す役割を常に考えていかなければならない。ちょっとした参加者からの情報を収集するだけで次に活かしていけると思います。そんな役割も、ある市、ある町でというのは、非常に限られた議論になってくると思います。県が県下の市町もエリアに入れながら、統一的なアンケートを実施することによって、いわゆる成果と課題が見えてきます。住民のニーズもそこを問うていく。そのことがやっぱり、単に事業を単発で終わらせない、積み上げをしながら確実に住民の意識を上げていくということにつながってくると思いますので。そんな役割は、県がしっかりと旗振りをしてもらいたい。これは要望として。

それと、2番目のところで、新しい人権室を設置したと、これ何人増員されました。何人、人が増えましたか。

(奥出地域福祉課長)

もともと3名を4名に、1名増員に。

もともと同和対策室としての役割はあったし、今後もあるわけです。それにプラス高齢者、障害者、子どもたちやさまざまな人権課題がこの室の中の仕事の守備範囲として広がってきたわけですか。1名の増員でいけますか。

私は昨年出ていませんけれども、この要求というのは、同和問題を安易に取り扱って欲しくないという意味合いもここに含んでいるんです。人権全般に切り替えてはならない。人権のさまざまな課題ももちろん行政の役割としてやっていかなければならないけれど、引き続き同和問題の解決を図っていかなければいけないという思いをみたとき、多くの課題が重なっている。ここに1名の増員でいけますか。それと人権室はどういう位置付けですか。課長、課ですか人権室は。部ですか。

(奥出地域福祉課長)

室でございます。健康福祉部地域福祉課人権室ということになります。

そしたら、課の下ですか。

(奥出地域福祉課長)

下というより課内室です。

昨年の要望からみても、皆さんの受け止め方は後退しています。今は人権部をつくっていかうとか、人権局をつくっていかうという、広い意味で片方には議論のある県もあるわけです。少なくとも、私は [REDACTED] 県の部と同等な部長級の位置付けの職員を配置しています。何もそこまでとは言ませんが、少なくとも、課でもない、課以下の室というのはちょっと。部横断的に人権室がいろんな取組みをする場合に、そこで指導的な役割を果たせないのと違いますか。誰が入っているかの話とは違います。室の位置付けの問題を話しているのであって。どうです、部長。

1人増えたと言っても、あなたがたは、いいとこ取りして同対室を消して、人権室にしてくれるのはいいけれども、その結果、県下の人権の課題が全部人権室に入ってきたわけです。それはそれで結構です。総合的にやるのなら。しかし、3人から1人しか人が増えていない。これは守備範囲の広さと内容から比べればやはり後退しているのと違いますか。部長。

(品谷健康福祉部長)

私は後退しているとは思っていません。健康福祉部で同和対策室から人権室に変わったということですが、室は、私どもは課と同格と捉えておりますし、人権は、高齢者とか障害者とか、今、申し上げられましたけれども、基本的には長寿福祉課とか障害福祉課とかいろんな課がありますのでそこでやっております。

人権という名称をつけましたが、99パーセント同和対策がメインです。

昨年度の話合いの中で、福井県の人権の担当課が、姿勢として人権という言葉を出して欲しいと強い要望があったからです。

[REDACTED]
どこから強い要望があったのですか。人権という名前を出せという。

(品谷健康福祉部長)

去年のこの会の中で。人権を重んじて、人権を県が姿勢として真剣に捉えてほしいと。

[REDACTED]
われわれの要求は常に一貫しています。同和問題をちゃんと解決してくれ、です。行政の責任として。だから、同和対策室を残すならそれは構わないです。その上に人権部なり人権局を置いてもらっていいです。ここで部長が言うように一元的に推進していただけるならそれはそれで結構です。同和という言葉を使いたくないから人権という名前にして、人権と言ったからには高齢者も障害者も女性も入れなければいけないから1名増加で、そんなお茶を濁すようなやり方はやめてくださいと言っているのです。

(品谷健康福祉部長)

お茶を濁すようなつもりはないですけど、我々としては同和をさらにやっていくという姿勢です。

[REDACTED]
じゃあ、同和という名前はなぜ消えたんですか。

同和行政を推進するという意味で同和対策室というのはあってもいいのではないですか。

部長、前回の交渉を踏まえて人権室、100歩譲ってそうであったとしても、今言うようにさまざまな課題を含んで、その含んだ課題からみれば体制的にはやっぱり1名の増では対応できないのではないのかということを私は指摘しているんです。

それと、機構図を見せてください。

(江川企画幹)

県庁全体のということですか。

今の1名の増では、部長、ちょっと課題がいろいろ網羅している中では弱い。

(品谷健康福祉部長)

福井県は人口82万人ですが、人口のわりには職員が一番少ない県です。今年も行財政改革で私どもの他のセクションでは減らしています。ただ、ここだけは絶対減らしてはいけなと。1名増やしたということは、私たちの感覚から言うと他のセクションは減らしている中で、2名ではないですけども、そのくらいことです。

今でも、男女共同参画の課はまた別個にあるのですね。

高齢福祉課もあるんでしょう。

(品谷健康福祉部長)

あります。

子どもの部局もあるんでしょう。

(奥出地域福祉課長)

子ども家庭課というところがあります。

それも健康福祉部ですか。

(奥出地域福祉課長)

はい。

それなら、人権室は具体的にどんな仕事をしているのですか。

(品谷健康福祉部長)

同和問題と人権啓発です。先ほども申し上げましたが、どこの市町がやったというだけでなく、本当にやったのかどうか、さきほどの事業の羅列だけでは分からないものですから、この前から、直接市町の担当課に参りまして無理な中でお願いしています。

部長。今、機構図を見せてもらいました。部長のラインのところに企画幹がおられて、それぞれの課がありまして、地域福祉課という課があって、地域福祉課の中に人権室と福祉指導監査室がありますね。いわゆるこれで見たら地域福祉課の中の人権室ですね。地域福祉課長の下での人権室ですね。

ちょっと変な話になりますが、給料表も課長と室長は同じですか。

(品谷健康福祉部長)

人権室長は課長と同等です。

それでも、この機構図では地域福祉課の中の人権室ですが、人権室は課で位置付けで網羅しているということなら、部長の下で各課と同じようにラインが引かれるべきではないですか。それぐらいの位置付けが行政側の姿勢です。

それだけ重きに置いている、位置付けをしていると言っていますが、これで見たら、地域福祉課の一部に人権室があるという感じです。福祉指導監査室もありますし。

(品谷健康福祉部長)

福井県の場合は、他の都道府県と比較して室が少なくなっています。

室はありますよ。たとえば税務課の中に納税推進室というのがありますが、人事企画課の中にも行政改革室というのがあります。

(品谷健康福祉部長)

室によって、格付けが違います。

そしたら格付けの違いがわかるようにしてください。室の議論はもう結構です。

様々な人権課題をここに網羅しながら、人員も増やしてやっていると位置付けをするならば、課の中の人権室ではなく、部の中の人権室にしてください。これは対外的に大きいことですから、この位置付けは、これは行政の姿勢なのです。これほど重きを置きながら人権室の役割を横断的に果たしてもらうということですから、我々はそういう意味合いで、いろんな課題を外に向けて示して欲しいというの

は、そういう意味合いですから。ぜひ、直接に部長の下の課のラインに一本線を引いていただいて、人権室のラインが入るようにしてください。その方向で、あなたは理事者と違うから返事できないでしょうけれども。

(江川企画幹)

県の組織というのは、業務量とか業務の内容とか所管事務とかいろんなことを勘案して廃止したり大きくしたりしてやっております。県としてそうさせていただいています。

人権室というのは、県庁全体の人権の業務を担当しているというわけではありません。高齢者は高齢者の担当する課がありますし、子どもの場合は子どもの担当する課がございます。

違うね。選考採用のあの事件あったでしょう。選考採用の市町の。いろんな事件があったでしょう。そういうところに横断的に指導できる機関が要るんですよ。窓口は労働政策課になっているけれども、やはり人権全般に関わる課題を横断的に指導できるような役割が要ります。同和問題の解決を図る際に、教育も絡むでしょ。福祉も絡むでしょ。いろんな問題絡むでしょう。すべての人権の課題を解決していかうとすれば、さまざまなセクションが絡んでくることになります。そういう横断的な役割は非常に大事なんです。だから、課の中の一部の位置付けではなく、少なくとも課の位置付けくらいにして、横断的に対応できるような体制はやっぱり県としての姿勢でもあるのと違いますが。

(江川企画幹)

もちろん人権室の上には企画幹もいますし、部長もいますから、人権室長だけが全部を仕切っているわけではないです。ですから、部長が全庁を調整しながら人権の調整を進めていくようにしております。今年の5月の機構改革で行政改革を進める中で室を設けて増員をして、私どもは、昨年の交渉も踏まえて、今年から、人権に関して充実させたと思っておりますし、そういう評価をいただけるのではないかなと思っています。

昔から、同和対策室は課にして欲しいということを要望しておりました。今言われるのは話が違います。それと、1ページの②のところに、同和問題、高齢者、障害者、子ども等の人権を所管するということがはっきりと書いてあるじゃないですか。今言われた高齢者は高齢者でやっている、障害者は障害者でやっているというような話でしたけど、人権課題としては人権室がやられているんでしょう。

男女共同参画は何部になりますか。

(江川企画幹)

総務部です。

かつて、15年ほど前に、同和対策室を総務部に置けと要求したはずですが。そのときからの問題で

すけれども。人権室については、全くだめであるということはいえませんが、やはり中身の問題ですね。1人増やしたというのは評価するけれども、今の福井県の人権問題をどうするかということについて、非常に仕事が大いだと思います。特に、施策として老人福祉とかいろいろあります。それぞれに宿題が多いけれども、実際差別問題に関わってくると、老人の人権、子どもの人権、こうなってくるとなかなかその場でそれぞれの課ではやり切れない。ハードの仕事ばかりですから。だから、老人福祉にしても、介護福祉にしても、結局はその基盤に人権というものがなかったらできないわけです。そうでしょう。老人ホームで、誰々さんの爪を剥ぐとか足で蹴飛ばすとかいうことは、そのことが出てくるわけです。それはやはり、介護や福祉という名前はいいですが、その根底に人権という意識がないからそうなるのであって、本当の福祉とかそういうものは、人権を基盤としたものとしなかったらいけないわけです。だからこそ、人権というものを、どの分野においても徹底していかなければならないはずで。そうすると、人権室というレベルでもよいかということです。もっとランクを上げて、本格的に取り組んでいくという姿勢が必要ではないかと思います。

部長、企画幹という縦のラインがありますが、そのラインの横のラインに各課があるわけです。部長、企画幹の直属のラインにしてください、人権室を。部長、企画幹、人権室のラインにしてください。それが一番、部の直属の横断的に調整しながらやる役割になるのと違いますか。これは機構の話になるから、いまここで即答できないと思いますが、来年に向けてその議論してください。部長、企画幹、人権室のラインをつくってください。それが直接のラインになって、他の部局に対する、教育委員会やいろんなところに波及してくる問題ですから。

それほど、福井県としては人権の問題に重きを置きながら、横断的に連絡調整の役割をするということではどうですか。これはもうこれ以上議論しても時間的な限りがありますので、ちょっと持ち帰って検討してください。

(江川企画幹)

今の機構図を見ていただくとお分かりになると思いますが、今おっしゃったような体制というのは、ありません。

ある、どこでも。

(江川企画幹)

今、福井県の中ではそういう体制はございません。なかなかそういうことをおっしゃられても、難しいと思っております。

部長がおっしゃるように、人権室が課と同等で1名増員して、やっていることは同和対策だと言ってくれたのは、これは前向きだからいいと思いますが、ここに書いてあることとは違うでしょう。回答でいただいていることと。いろいろな部局を所管する健康福祉部に同和対策室に代えて新たに人権室を設置して職員も増員するなど、総合的に人権施策を推進することとした。人権室にして、総合的にやる、

一元的にやりますと言っていましたが、人権室のほかに高齢福祉課、子ども何々課、障害何々課、他の部に男女共同参画とばらばらにあるわけでしょう。これは一元じゃないのではないですか。教育部局もいろいろあるでしょうけれども。それを一元的に人権ということでは、なかなかないと思うのですけれども。

建前だけの議論はやめましょう。あなた方は公正採用選考ガイドブック、わたしも詳細に見ていないけれども、見せてもらいました。なるほど、国の法律の改正の問題から含めて書いてありました。これを見る限り、事件を起こすようなことはないわけです。なぜ、これだけ公共機関で採用をめぐる事件を起こしたのですか。人権問題、同和問題が建前の議論にしかになっていないからでしょう。形だけでも同和行政をやっていかなければいけない、こんな思いで対応しているから事件を起こすわけです。片方で公正採用選考ガイドブック、これは他県に示しても見劣りしないくらい立派なものです。このガイドブックがありながら、なぜ事件を起こしたのか。採用に関わって戸籍を調べたり家族調査をしたり、本来、民間側のそういう調査に対して指導をしなければならぬ行政機関がどうして大手を振ってこんなことをされるのか。本音のところではまだまだ建前での同和問題の解決にしかになっていないのでしょう。人権室ができたからといって、見えない人権室をつくってどうするのですか。課の中の一部に位置付けてしまって。部の直結の人権室にしてこそ県民に見えるのでしょう。県の姿勢が見えるのでしょう。そのことを聞いているのですよ。だから、私は、あなた方は理事者とは違うから、あえて、ワンクッション置いてものを言っています。1度持ち帰って理事者とも相談して、ぜひとも来年の機構の中でこの意見を踏まえた対応をお願いしたい。もう一度答えてください。

(江川企画幹)

先ほど、私が申しましたとおり、今の機構の中でそういった体制をこれまでもとったことがございませんし、なかなか難しい問題だという認識でおります。

だから、既存の形にこだわって議論をしなくてもいいのです。そうしたら、公正採用選考ガイドブックを作ったけれども、どうして事件を起こしたのですか。採用に関わる事件を起こしたのですか。教えてください。あれほどしっかりした公正採用の選考ガイドブックを作った県が。あれを見る限り、あれのとおりやる限りは起こすわけがない。なぜ、受験者の家族調査等を事前調査しながら、採用試験を受けさせたのですか。なぜですか。

(江川企画幹)

そのことにつきましては、本当に申し訳なかったです。職員の認識不足、そういったところが不足していました。

職員の認識不足のためにこんなことが起こったのですか。なぜ認識不足が起こるのですか。職員の同和問題や人権問題に関する認識不足がなぜ起こるのですか。おかしいです。片方で公正採用選考ガイドブックという冊子を同じ県が作っているわけです、セクションが違って、そうでしょう。私が言いた

いのは、県の姿勢をしっかりと県民に示す、もっと言ったら職員に示すということなんです。人権の課題を建前だけの議論にしてはならない。行政の責務や役割だから、いやおうなしに議論をして欲しくない。少なくとも、差別の実態や課題があるからその解決を行政がしていかなければいけないということではやっているわけでしょう。だから昨年に、人権の様々な問題という提起があったとしても、そして、人権室に切り替えたとしても、行政がしっかりとその人権室を重きに思うスタンスをとるなら、今言っている部長の直接のラインがあってもおかしくないわけです。それは1つに行政の対職員、対県民に対するスタンスなんです。そのことを問うているのです。だから、知事にもそう伝えてください。あなたの前例があるとかないとかという議論とは違います。行政は前例だけで仕事するのですか、いいものがあったら取り入れるでしょう。建前だけでするんですか。だれでも、いいものは議論しながら取り入れていくでしょう。だから、知事に伝えてください。そういう強い要望が地元からあると、解放同盟の方から。1つは県民に対するスタンスであり、職員に対する人権問題に対する県のスタンスであると、私は位置付けていけると思います。

それは公正採用選考ガイドブックという立派な冊子を作っても、何らそのことが県下の市町や職員の中で活かされていない。認識されていない。だからこそ、人権問題が大事だということを言うなら、そのことを示しながら職員に対する、県民に対するスタンスは、やはり示していくべきです。だから、持ち帰って一回、知事、副知事、理事者に相談して、次期の機構改革の中で検討できる議論をしてください。

(江川企画幹)

今ご意見があったことにつきましては、報告いたしまして、検討させていただきます。

今の時代、人権問題というのは大きく転換してきている時代です。というのは、もっともっとやっていかなければいけない、そういう時代にきているのですから、やはり、あなたのところが同対室から人権室に代わって、考えが変わったという気持ちでやらなければ、問題の解決が難しいということを行っているわけです。

今結論が出ないのは当然なんです。持って帰って、あなたの方が正しいと、今は正しいと思っていますが、我々を説得するだけの力量を持っていなかったら、平行線をたどったまま結論ができません。持ち帰って、一回、検討して、自分達がやりたい方向でやっていくなら、今、言っていることに対して、説得できるような力を持って、来年は臨んで欲しいと思います。

回答書に、人権・同和問題の教育・啓発年間計画という記載がありますけれど、先ほど部長さんは99%は同和問題だという話をされましたが、実際にやっておられるならそれでいいですが、これをアンケートをとる等の方法で調べられたのか、行って実際にやっている中身を見て、この中身の中で同和問題は充分取り組まれていると理解されたのですか、実際に点検をして。

ただ、私も学校の教員していた時に、毎年1回、研修センターで会議が開催されていて、人権・同和問題という名称ではなく同和問題研修会という、毎年各学校の代表が出て同和問題をやっている発表をした後で、実はほとんど何にもやっていない。これが実態なのです。今まで、我々が学校に勤めていて、教育関係の方もおられますけれども、実際にやってもいないことを文章の上だけでやっているかのよう

に年間計画として出すわけです。計画は計画で、実際にやるかやらないかは別問題というように。この計画の実際の中身を見ていると、同和問題の解決に役立つ計画をやっているということで出されたのかどうかということになります。こんなに短い文章ならいくらでも作文できるわけです。こういうものなら半日で作文ができます。点検されて、自信を持って同和問題の解決についてやっているのだということ。これを担当された方はどなたですか。

(奥出地域福祉課長)

地域福祉課長ですが、今ほど部長が申し上げました99%という話であります。県の人権室で取り組んでいる主な業務の内容が同和問題ということです。その他の、例えば高齢者の問題、子ども、女性、そういったさまざまな人権問題につきましては、それぞれの課が中心的に実施していますが、横断的に、言葉は悪いですが、今まではどちらかというとバラバラにやっていたことを一元的にやるということです。今後は、人権室という新たな組織をつくって横断的にやろうということです。

それから、今、市町のやっている中身が全て同和問題ということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、先ほどご質問が出ましたので、その点についてお答えさせていただきますと、たとえばある市の人権施策の推進計画でありますけれど、きちっと重点施策ということで、人権施策を体系的に組織的に進め、そのための体制づくりを図るとか、広く市民を対象に人権意識の高揚を図るとか、そういったことがきちっと書いてありまして、そのために具体的にどうするかということが書いてあります。具体的に進める内容を2ページから6ページにかけて書かせていただきました。これがすべて同和に関わるというわけではありません。ご理解いただきたいと思います。

それから、アンケートの話が出ましたが、確かに今、人権セミナーとか講習会、あるいは映画の会の後に、参加された方にアンケートをとっておりますが、今のご指摘のように、統一された様式ではありませんので、全体を見るには不十分だった点があります。今後、アンケートの様式につきましては、県が中心になりましてある程度統一した様式でこれから進めます。その結果を積み上げてより効果のある取組みにしていきたいと思っております。

■
関連しますが、結局、県の同和対策、人権施策のしくみ、機構の問題になっていくのです。その部分が非常に弱いので、強化していかななくてはならないのが県の実情だと思います。

そこで、2番の①の懇話会にしても、ずいぶん長い間やっていますが、なぜできないのかいつも疑問に思います。難しい話ではないと思います。

何か重要な事項があるとすぐ期成同盟会を作り上げる。そのメンバーは、市町長、市町議長が並びます。今、福井県での人権への取組みというのは、非常に弱いと思っています。そういうことをきちっとやろうと思えば、しかも、各市町に主体性を持たせていかなければならないことになっています。やはり、それをとりまとめていくためには、根本的な部分が重要なのです。

それと、人権主管課長会議でやっているということを開きましたが、私はやっぱりトップが充分理解していない限り、市町の人権問題・同和問題の施策はなかなか難しいと思います。仏つくって魂入れずという場合もあるので、形だけつくって実際はなかなかやれないところが出てくると思います。そういうところは、やはり一番上の市長、町長が、一つの例をあげると、■これは、人権施策では非常にすばらしい県ですが、■この人の思想はものすごく立派だと、私は思います。

トップがそういう形でないとなかなか下までいかないわけです。西川さんがだめだとは言いませんが、しかし、西川さんががんばっても、実際やるのは市町ですから。市長、町長の頭を変えていくためにも、その人らが関与していかなければいけない。そういう役割の組織をつくっていかない限り、なかなか動かない。それがなぜできないのか。それはいつも非常に疑問に思うことであります。何か抵抗する部分があるのですか。それを聞かせて欲しい。

(奥出地域福祉課長)

今の市長会、町長会に対しましての懇話会の話ですが、ずいぶん前から、それ以来ずっと市長会、町長会に対して人権啓発の推進について、首長さんのご理解を求めてまいりました。先ほどお答えしましたが、今年度人権施策の策定、あるいは推進体制の整備ということを、これまでの長い取組の中で、首長さんのご理解が得られて、今年度中に県内の全ての市町で策定してくれることになりました。首長さんの深いご理解の賜物だと思っております。これからも、そういう機会を設けながら、積極的な参加をお願いしたいと思っております。

すんだ話だと言われても、もっときちっと表に出て活動するつもりでなかったら、なかなかそれは難しい。仮に基本計画、実施計画を具体化するということは実際に難しいことだと思います。やはり、しっかり認識してもらって、市長や町長に、どういうふうに考えているのかアンケートをとってみたいくらいです。おそらく、こんなものが今でもあるのかという話になると僕は思います。そうならないように、ぜひ首長に集まってもらい、同和問題に限らずに、人権問題が非常に重要だという事を聞き返すためにも、そういう機構をつくってもらって、実際に仕事をするのは課長かも知れませんが。別にいつも首長が出てくるという会議にしなくてもいいのではないかと思います。名前を付けて。やはり、最初はきちっと首長にこういう問題があるという理解をさせないといけない。2ページから6ページまで出してくれたけど、ちょっとは進んだのかなとは思いますが。だから、難しいことなんてないのではないかと。

先ほど地域福祉課長さんの方から、昨年の取組みということで2項目目の3番目、それぞれの各市町が推進体制までの整備を平成19年度中に図られると、ここ最近のことを考えると非常に大きな進歩だと捉えていますし、県の皆さんもたいへん努力された結果だと思います。総合計画の時期とかいろんな見直しの時期があるとは思いますが、一挙に前を向いたということだと思います。今回、昨年の項目に1つプラスさせてもらったのは、各市町の人権担当者の意識、この辺が非常に大切であるということで、実際年にどのくらいの勉強会をされているのかは分かりませんが、個々の認識を高めていく必要があると捉えています。というのは、推進体制の整備が図られたところで、実際に実施計画、具体的な展開を図るにはその辺の成果と評価というようなものを出してくる必要があると思いますが、そこと直属に結びつくような、そういう実施計画、先ほど一番最初の報告の中にも出ていましたように、具体的な実施計画と年間の活動内容の一致したものをペーパーで出して欲しいという依頼が先ほどありましたように、その辺に結びつくような各市町の担当者の意識というものを変えていただかないと進展はしないでしょう。そこと、先ほどから言うように各市町の懇話会のようなものが上層部の方で指導されるというようなことと直結しないとやはり効果は薄いと思います。ぜひ、報告会のような担当者会議をやられるのであれば、今後、そういう計画を実施し、それぞれの市町で推進するような、市町によっては推進体

制が出来上がっている市町もあると思いますので、そういった担当者間の交流を図ることによって、それらが進展するような会議をぜひ設けて欲しいと思います。

(奥出地域福祉課長)

今までいろんな働きかけをしながら、推進計画とか推進体制が必ずしも確立されなかったのは、市町における窓口、担当課がはっきりしていなかった部分もありました。それが、これまでの要請の中で、推進計画を立てるにあってもきちんとした窓口課があるわけで、そこが中心になって進めていただきました。

市町の窓口もはっきりいたしましたので、これからは、県としまして、そこに対して重点的に働きかけていくことになります。市町の職員研修も何度も開催しており、その中でも人権問題などを取り上げて欲しいという要請もいたしましたし、私どもが講師となってそちらに出向き、さらに人権意識が養われ意識高揚が図れますように、いろいろ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

懇話会はこれで立消えの話になってしまったのですか。名前だけはきちんとしたものをつくれればいいのと違いますか。何にも難しいものではない。

あまり揚げ足をとるのはよくないですが、どの市町でどの課が同和対策の担当をしているのか分かりませんでしたということを交渉で言って欲しくないですね。

今やっと窓口に行った、そのレベルでしょう。

特別措置法があったときはきちんと対策があったわけでしょう。指定地区のないところは事業を受けなかったところもあるかもしれませんが、全国一律でやった特別対策がありましたから、そのことを受けていたところはどこかということは、はっきりしてします。事業がなくなったからといって、法律が決めたからといって、どこが担当課か分かりませんというのは県としては残念なことです。

(奥出地域福祉課長)

決してそういう意味ではなく、前回、同和対策室という同和関係だけの時には各市町の担当課がないところもあったのですが、人権施策全体をとりまとめる、統一的に推進する窓口課がはっきりしていなかったということでもあります。

分かりました。

それでどうなんだと、はっきりしてください。

福井県は人権施策全体の窓口ははっきりしていたのですか。

(奥出地域福祉課長)

先ほどの回答にも書きましたが、女性問題といいますと非常に範囲が広く、家庭内の女性の地位向上というところまで踏み込みますと、本当に広範囲にわたりますので、例えば男女がともに支える農山漁村の確立とか、男女の仕事と家庭生活の両立支援とかいろんな分野にまたがるものを、それぞれの課でやっていく。それを少し体系的に進める必要がありますので、今回、人権室を中心に統一的にやっていくということです。

それで懇話会はどうなったのですか。何年も前からの要求ですけども。

君たちが一生懸命努力したらできるはずですよ。それを要らないと言ったら、首長のその名前を教えて欲しい。私が直接行って話します。そんなことはしたくないけれど。

人権主管課長会議とかやっているのでしょうか。誰が出てくるのですか。

やっているけれど来る人は分からないのですか。何課の課長が来るのですか。

A市は、今回はあの人、来年はあの人って、ころころ変わるのですか。

(奥出地域福祉課長)

ころころというわけではありません。

人権主管課長会議というのは、毎年1回あるのですね、この担当はお宅ですか。

(奥出地域福祉課長)

そうです。

今は変わったと思いますが、僕がで教育委員会にいたときに、主管課長会議があるから、話を
して欲しいと言われ、当然主管課長さん方の前で話をするのですが、こちらも緊張して行きましたが、
僕は、出番がいつになるのかと、ずっと待っていました。ところが、いつまでたっても、スケジュール
がありませんでした。県の担当者にいつ話をするのかと聞いたら、いつでもいい、それなら今お願いし
ます。それも、同和問題についてということだったので、30分～1時間はかかると思っていたら、1
5分で話してくれと言われました。それも行ってから決まるのです。そういう時代があったんです。今
はそんなことはないでしょうね。

(奥出地域福祉課長)

過去のことは私はお答えできませんが、現在は限られた時間内で効率的にやるために、きちっとしたスケジュールを事前に示し、さらに事前に議題を配布して、勉強してきていただき、限られた時間でやっていく体制をとっています。

あたりまえの話だ。そんな常識的な話をくどくど説明しなければいけないほど、過去にはいいかげんな研修がされていたということです。裏を返せば、先ほど[]が言われたように、相手の都合にどうでも合わせますよというような、いいかげんな研修がまかり通っていたのです。

いろいろ経過はあったとしても、一応、市町の人権担当課長を全部把握されているのですね。その方々を集めた県の研修の1年間の計画を出してください。どういう担当課長を集めての研修計画を持っているのか、ここで2番目に問うているのは、やはり、当事者間の意見交換も大切なんです。

行政が差別の実態を知らないで勉強しても役に立たない。差別の実態や痛みの学習をしてこそ、行政の中で活かされますから。当事者との意見交換も年に何回かでも、何回かできなくても、1回以上は各市町の担当課長と解放同盟福井県連との意見交換をしながら、差別の実態、現実を学びながら、業務の中に活かしてもらおう。これもできますね、どうですか。

(奥出地域福祉課長)

充分検討させていただきます。

それを是非してください。それと1年間の計画と。一番目に上げたのは、何よりも担当課長が業務としてしっかり動けるためには、首長の為政スタンスこれが非常に大事なんです。いやいや我が町には、もう同和問題はない、人権問題もない、仮にそんなことを言う首長がいたら、担当課長が仕事をできません。だから、市長会、町村会の首長レベルでの懇談会みたいなものが、できないのか。これを一度検討して、市長会、町村会に話を出してください。話を出しましたか。以前から要望を出していますが。

(奥出地域福祉課長)

過去のことは、承知しておりませんので今はお答えができませんが、ずっと市長会、町村会に出て人権の話をさせていただいた、その結果として19年度に…

その話はもうよろしいです。

今、言っているのは、我々との懇談会、いわゆるトップと我々との懇談会。先ほども説明されたように、人権施策の推進計画が、今年度、来年度に向けてつくられるようにしていくわけでしょう。それはわかりました。

問題は、市長会、町村会のそれぞれの首長会議と当事者との意見交換が、ぜひ要望が上がっているから出してもらいたい。

(奥出地域福祉課長)

市長会、町村会の事務局に申入れしたいと思います。

それは何よりも、実務は担当課長なんです。彼らが動くためには、そういうトップのスタンスというのが大事ですからね。トップ自身も差別の実態を掴んでももらいたい。差別事件も発生していますし、先の採用の問題もあるでしょう、室長はよく知っています。町村会は、大変なことをしました。町村会も大きな責務を持っているわけです。だから、市長会、町村会それぞれに差別の実態を理解してもらうために、当事者との懇談会の要望が出ているということを伝えてもらって、それは相手がある話ですから、あなた達がここでしますということはできないと思います。

しかし、担当者レベルの学習会やわれわれとの意見交換というのは、ある程度県の指導の下でできると思いますしね。ここは実現してくださいね。もう1つの部分については要望として、後日回答して欲しいです。

今、事務局にそういう要望を出すという話ですが、5年も6年も判を押したような内容が書いてあった。部長、企画幹等が各市町に出向いて要請していくという判を押したような回答ばかりでした。

ところが、今、事務局に話したら、できそうな感じにも聞けますけれど、いままで、事務局に話したことはなかったんですかね。ここで交渉してここで止めていたということですか。担当の部長とか担当の企画幹が各市町に出向いて、そういうことを話していくということばかりだったわけです。ところが、今ちょっと変わった回答があったのですけれども。

市長会、町村会の事務局に徹底的に話を、事務局には話をしたんですか。

(奥出地域福祉課長)

過去のことは、聞いていません。

過去のことで、行政は言い過ぎです。みんなは担当が替わっていくのですから、過去のことも含めて答えてくれないと。過去のことで言い出したら、今日も前には進みません。

話したことないということは、ぜんぜん取り組んでいないということですか。

(奥出地域福祉課長)

市長会とか町村会に参加して、人権啓発推進の要請をしております。

戻りまして、懇話会の話は、市長会とか町村会の事務局に対して要請していきます。

だいたい、こういうことは、君たちが要求していかなければいけないことです。話をしなければいけ

ない、時期を見て。

もともと、この懇話会というのは、人権啓発の推進協議会をつくれという話から始まっている。同和問題の啓発も含めて、人権問題もそうです、全部の市町を動かそうとする場合はこういう組織を作らないと動かないから作っていただきたいと。要するに連絡協議会です。発想はそこなんです。そのことを取り組んでいかなければいけない。直接、事務局があるのだから、事務局に行ってじっくり話しをして欲しい。重要なことですから。

(司会： ██████████)

すみません、時間がまだあるようですが、休憩をこの辺でとらせていただきたいと思います。

(休 憩)

(司会： ██████████)

それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。次に3番目の公正な採用選考についてお願いいたします。

██████████ 団体側出席者に向かって

ちょっと皆さん、聞いてもらいたいのですが、昨年の交渉でも出ましたけれども、福井県と福井の各市町でいわゆる職員の採用試験、職員の試験の応募をするわけですが、その際に、応募の中で、差別につながるから書いてはならない事項があるわけです。1999年に国の方がそういう指導を法律でつくりました。しかし、本籍を聞いたり、家族の調査をしたり、そして、思想や生活信条、宗教、内定あるいは採用前にも健康診断書を提出せよと、こういう調査を行政の機関が、福井市を始め行政機関がこういう調査を昨年までやっていました。もう7年も8年も前に法律でこういうことしたらいけませんと決められているのです。民間がまだ一部やっているところがあり、それに対して指導しなければならない県や市町村が、こんな法律違反を犯す事件が昨年発覚しました。先般その事実確認会を関係機関とやりましたけれども、まだ解決していません。今日の要求項目に入っていますけれども。こういうことやりますと、我々がかつて様々な差別を受けました。親の職業が悪いからあなた採用しません、親の生まれが悪いから採用しません、こういう経験を受けたメンバーはたくさんいるわけです。採用するのは本人です。

本人が企業や役所にとって必要か否かが採用の基準であって、家族の生活や家族の職業や家族の学歴は関係ないということで、そういうものを全部排除してきました。

解放運動は、法律までつくらせました。しかし、その違反が昨年福井の市町で発覚しました。今日はそのことをこれから皆さんに話すわけです。65の県始め市町の公共の機関があるわけですが、いわゆる役所の関連する機関が、32の団体で、99年に法律で定められた職業安定法違反の採用の様式を使っておられました。本籍を調べたり、家族調査をしたり、半分近くの市町や役所の機関でこういう調査がやられました。先般、1回目の事実確認会を開催しました。

びっくりしたのは、その様式を町村会が作って、町村会が作った様式を最近まで町村の採用試験の様式として使っておられた。びっくりするような事態であります。県の労働局も出席をしてもらいましたが、こういう違反を取り締まるために、県の労働局と福井県の市町が連携をしながら、民間がこういうことをしていないか、個人の持つ属性や背景を調べて採用不採用に繋げていないか、こういうことを厳

しく取り締まらなければならないのが皆さんのです。

解りますか。その皆さんが、そういう違反の採用用紙を使っていたということなんです。今日は終りが4時ということを県連の方から聞いておりますので、このことをやりますと6時にも7時にもなります、残念ながら。前回もまだ中途半端で問題提起をして終わりましたけれども。ただ、部長、前回福井県も、人権室長をトップに出席していただきましたが、残念ながら、今日の回答にあるように、労働政策課や人事企画課、人事委員会事務局、いろいろセクションがあるのです。

セクションの責任ある立場の人の出席がありませんでした。第2回目の事実確認会の皆さんは勉強会という位置付けでも結構ですけれども、日程調整を今日以降やりたい。その際には、最低でもそれぞれの責任者の課長に出席してもらいたい。これは、たいへんな問題なのです。

部長、よその県に言ったら、びっくりします。県が、市町が、こういう不正な採用の民間を取り締まらなければならない立場なんです。分かりますか。そういう立場なのです、みなさん。その行政機関がぬけぬけと国の法律を違反する採用用紙を使っていたわけです。とんでもない事態です。

私は厚生労働省にもこの問題提起を先般しましたし、中央本部としてもこの問題を安易に見られない。毅然たる態度でこの解決に臨んでいきたい。そういう意味では、今日のこの残された時間の中では残念ながら議論できない。したがって、後で日程調整も含めて、県連でやっておくこととして、今日はその問題の解決に向けての決意と、少なくともそれぞれのセクションの責任者が出席をして、この原因を明らかにしながら、問題解決に当たるという決意表明をお願いしたい。どうですか。

(品谷部長)

昨年、福井市の消防ですか、これだけ同和行政をやってきた中で、はっきり言って、今、足元からこういう問題があるとは思いませんでした。そういうチェックを行ってこなかったのは事実ですが、たいへん残念です。

調査しまして、約半分の32の機関が関係していたということです。あってはならないことであり、そういう問題を解決するために、先ほどの責任のある立場の者が出るということですが、出来るだけ時間を調整の上、問題解明に努力します。

そうしたら、今、時間の限りもありますので、部長の答弁にもありましたが、もう一度、事実確認会を県連の皆さんと県と日程調整しながらお願いします。これは福井市の事件が発端でした。福井市の消防の採用試験をめぐる家族調査欄というのがありまして、これがたまたま石川から受けに来た子どもの告発で分かったのです。福井県には65の公的機関があります。その中の32機関で本来問うてはならない事柄を採用前に調査した。こういうことですから、県、行政機関がするなんて大変なことです。

民間でも残念ながら一部あります。そういうことをしながら採用不採用を決めている企業が存在します。こういう企業を指導しながら改善させていかなければならないのが行政なのです。その行政自らが、犯していたということですから、大変なことです。

これについては、本会あげて徹底的に事実を明らかにしながら、解明と再び起こさないような体制を確立させていきたい。そのため、第2回目の事実確認会を開催するということで、セクションの責任者が出席して解決に向けて努力していきたいという部長の決意がありましたので、今日はその決意を受けて日程調整して、次回の事実確認会において進めていきたいと思っております。皆さん時間があったら参加をお願いしたいと思います。それでは、次にいってください。

(司会： █████)

それでは、次に進めさせていただきます。4番目の実態調査について入らせていただきます。お願いいたします。

█████
実態調査を █████ がやりました。そのときに福井県の全ての被差別部落も実態調査をやろうという話だったのですが、それぞれ事情があってなかなか難しいといって、 █████ だけが実施したという経過があるのです。そのときに確認したことは、 █████ での実態を福井県全体の部落問題としてみるかということです。これは、特に █████ の実態が █████ だけのものではないということをおね、しっかり理解してもらおうということでした。

ただ、そういいながらも、やはり █████ も █████ も本当はやらなければいけないということだったのですが、とりあえず █████ は意識調査をやった。これを私は評価しようと思っています。県の皆さんも努力されたと思いますが、今、差別事件というものをどう捉えるかということになってくる。

なかなか目に見えないという話をよく聞きます。しかし、出てきたデータを見ていても、厳しいと思います。結婚相手を決めるときに家柄等を問題にするが20%近い。家柄ということについては、確実に同和地区ということが意識の中にあります。そのことを見ても、これだけの厳しい差別があるということをおね、皆さんがどう捉えるかということです。さっきからいろいろ言っていますが、こういう問題が解決するために今の機構で充分なのか、また全市町の取組みで充分なのか、を考えてもらいたいと思います。

(松並室長)

今、ご指摘をいただきました █████ で実施した結果ですが、5人に1人という結果が出たということで、 █████ の場合も人権推進体制の取組みをされていてこういう状態であり、他の市町についてはどうなのかという問題もありまして、意識調査について、私ども、研修とか講演会とか同じような中身でアンケートを行わせていただいています。ただこれは、参加していただいた一部の方という認識であり、全県的に分かる意識調査というものは非常に大切なことだと認識しておりますので、そういう意味で、検討していきたいと思っています。

█████
これは何年来言ってきていると思うんですけども、そんなに難しいことじゃないでしょう。県民の全てを対象にするのではないですし、抽出率というのは、これだけ抽出されればほぼ精度というのはこうだということは統計上出ていますよね。そんなにびっくりするようなサンプルをとらなくても県民の意識というのはほぼ掴めるのだらうと思いますので、 █████ の問題をみても、5人に1人が家柄を意識するという背景を見たときに、もう一度県下の実態を、人権に関わる意識の実態を掌握しながら、効率のある研修を開催していく。これは非常に大事なことです。どうですか、検討、検討ですつときていますけれども、ちょっと予算をかければできる話ではないのでしょうか。抽出で、そんなに大規模にはならないでしょう。回収率での目減りはあるのでしょうか。私はこの際、県下の意識を掌握する意味で、効果ある研修事業を展開する意味でも、実施されたらどうですか。

(松並室長)

意識調査につきましては、平成13年度に1,000人を抽出しまして、

回収率は。

(松並室長)

回収率は分かりません。申し訳ございません。

ただ、対象が当時県政広聴員という方でほとんど99%近い回収率だったと思います。

いわゆる1,000人のサンプル量と言ったら、そんなに費用が100万円も200万円もかからないと思う。課長。予算の計上課はどこか分かりますけれども。ぜひ効果ある研修するためには、お願いします。

ちなみに、家柄を意識する話ですけれども、一昨年、行政書士による身元調査事件が、の行政書士の事件が発覚しました。まだ、その事件は全容が解明されていませんけれども、依頼者は興信所、探偵所です。ここに依頼する住民の、結婚に関わる依頼の8割以上は相手が同和地区であるのかないのか調べて欲しい、こういう依頼のようであります。いわゆる調査会社に依頼する方々の結婚に関わる依頼の8割以上が相手方が同和地区であるのかないのかを調べて欲しい、こういう依頼のようであります。

先般もの方で同様の話が発覚しまして、の行政書士が郵送での市町村に送って依頼している事件、それも身元調査事件の色が濃いということで、の方から依頼があったのですが、皆さん直接行政の窓口には行っておられませんけれども、いわゆる司法書士や行政書士という国家8業士は所定の用紙を持っているわけです。住民票や戸籍はその用紙を使えばフリーパスだと許される用紙を持っているわけです。この用紙も、それぞれの町で取るのではなしに。

その用紙の利用をみますと、8割以上が郵送らしい。郵送で送られたの行政書士が福井県のある町に郵送で取れるわけです。全国どの町からでも取れるわけです。これはフリーパスの状態です。いま言うように、興信所、探偵所の結婚に関わる依頼の8割以上が相手が地区出身であるのかないのかという調査依頼であります。

昨年、探偵業法が制定されました。公安委員会の方に届出をしろということで、多分今年の6月位から、順次県の方で受け付けされていると思います。いわゆる探偵業法や興信所の業界の関係というものが届出制になりました。

私は先般よそでも言ってきているのですけれども、この際、その実態を把握しながら、一定の人権に関わるルール作りというものを議論してもらいたい。残念ながらここは無差別に、好き放題に、いわゆる業であればなんでもあり、皆さんの戸籍謄本も取られているかもしれないのです。興信所と国家8業士の者が結託すればいくらでも取れるわけでありますから、この業界に対して一定の人権に関わるルール作りと業界作りというものはこれから大きな課題だということで全県的に問題提起をしております。多分、福井の方でも公安委員会の方への届出制になっています。手続きは順次始まっているか、もう締め切ったか位の時期であります。少なくとも、届出のない所へは業ができないような対応、届出のある所については一定の人権に関わる指導、こういうものを公安委員会の関係から県の中のエリアに入って

きますから、ぜひともその辺りを1つ課題として受け止めてもらいたい。

■の事例であります。住民の5人に1人が家柄を意識するというのは、どういうときに意識するのか、やっぱり人生の節目なんです。就職や結婚、普段は家柄を意識しない。日常生活の中では、意識しないと思います。しかし、自らに利害が関わる場合は、やはり意識するということになりますから、そういう意識をした者は次どういう行動を取るのか、調べたい、相手のこと調べたい。自分では調べられないけれども、こういう機関に言ったら調べられるとあって、調べる可能性があるわけです。そういう課題もここに重ねながら、ぜひ県として指導できる体制をお願いしたい。

同時に、全県的に県民の意識を調べながら、どういう状況にあるのか、そのことによってどういう啓発やどういう事業をすればより効率的な事業を展開できるのかという立場で実施して欲しい。だれが答えてくれますか。部長ですか、課長ですか。どうですか。

(品谷部長)

今ほどの意識調査でありますけれども、現在、予算がありませんので、はっきりと今やるとは言えませんけれど、やる方向で検討します。

それに公安委員会は県の中に入っておりますけれども、知事部局としての指導権限が及びません。

■
時間がないのですが、私は調査をした結果を、どういうふうに見ていくのかということが大事でないかと思います。調査の結果を分析して、きちっと理解していかないと調査した意味がない。

■
ですから、調査票を作る段階では目標をきっちり絞って、お金も限られるからといって安いどうしようもない調査をやらないで、しっかりとここここを明らかにするんだという計画を持って作って欲しいのです。だから、調査票を作る段階から当事者とかいろんな人の意見を聞いて欲しいです。

(司会：■)

はい、ありがとうございました。まだ他にも項目がありますが、時間の都合上、これで質疑の方は終わらせていただきます。続きまして本日の懇談会のまとめを、中央本部の■、よろしくお願いします。

■
どうも、皆さんごくろうさまでした。4時の終わりというのを冒頭から聞かされていまして、5分前位には終わっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今日は、多様な形の要求項目を上げさせていただきました。回答をいただきました。特に環境改善については、かなり前向きに事業実施に向けた取り組みの足跡が見られるので、ぜひとも詳細の課題については県連の方とも協議していただいて、1日も早い事業実現できるようにお願いしたいと思います。

人権教育啓発推進法が2000年に施行されました。ここでは、国民的課題、地方自治体の責務というものが、位置付いているわけです。このことを受けながら、現在、全国的にも各県レベル・市町村レベルで人権教育啓発を推進するための計画作りが広がってきています。それを受けながら、福井県、市

町におかれましても、今年度、来年度に向けてほぼ実態に即した計画作りが示されていることが分かりましたから、先ほども確認したように、その計画書を市町も含めて県連の方に示していただきたい。

特に実施計画をめぐっては一覧表に出ていますが、そういう計画からの繋がりというものを示していただきながら、どう積み上げていくのか、特に、実態を把握するためのいろいろな手法も多様な形で取り入れていただいて、より効果のある、皆さんの貴重な血税での、より有効な活用というのを見たときに、それぞれの県民のニーズ、そして、成果や課題をしっかりと把握しながら、効率ある事業が展開できるようにお願いしたいと思います。

さらに、町村会、市長会等のトップとの懇談、担当者との意見交換、こういうことも提起させていただきました。公共団体の勉強会がどのようにされているのかということをペーパーで示してもらおうということを確認しましたけれども、同時に差別を実態から学ぶ、差別の実態を行政の取組みの中に活かしていく、そういう意味では、当事者との意見交換を、私は重要な課題だというふうに思いますので、担当課長の1年間の学習会の計画、内容と同時に実態から学ぶというスタンスでの意見交換会もぜひ企画をお願いしたいと思います。

採用試験をめぐっては先ほど決意もいただきましたし、まずは、実態の解明を県、市町の方でしていただいておりますし、今日以降県連と日程調整していただきまして、解明された作業をとりあえずやっていく。そして再びこういうことを起こさない、県および市町の体制づくりを拡充させていくというスタンスで精力的に責任あるメンバーが出席をしていただきながら、作業をお願いしたいと思います。

意識調査の内容にも触れさせていただきました。特に、意識調査については、一部の町での意識を見ても、私はひとつが全てとは言いませんけれども、やっぱりかなり似通った県の状況が出てくるのではないかなと思います。そういうふうな正確な意識実態を把握することによってより有効な事業展開ということになりますので、部長も、予算の話がありますから、今ここで答えを出しませんでしたけれども、前向きに進めていくという決意をいただきましたので、ぜひとも、来年に向けて実施していける努力をお願いしたいと思います。限られた時間の中での、今日は懇談ということになりましたけれども、ぜひともそういう課題、私たち差別を受けている当事者としてこの課題を次の世代に残したくない、何とか現在の中で解決していきたい、こんな思いで今日は意見を出させていただきました。県が、真摯にこのことを受けてどう対応するのか、そこに、大きな前進後退がかかってくるわけですから、ぜひとも、今日の課題をしっかりと受け止めていただきながら、それぞれのセクションの中で具体化できるようにお願いしまして、今日の交渉のまとめとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会：)

ありがとうございました。最後に、閉会のあいさつを福井県側よりお願いいたします。

(畑中嶺南振興局長)

それでは、閉会に当りまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。本日は、閉会に当りまして、終始熱心なご意見を賜りました。誠にありがとうございました。冒頭ののお話に、その後のご意見の中にもございましたが、ソフト事業はなかなか形が見えないけれども、ある程度の評価もいただいたわけです。作文をつくるだけなら誰でもできると、目に見える形でどういうふうに表すのか、私どもも即答できない部分もございましたが、今日いただきましたご意見につきましては、真剣に取り組んでいきたいと改めて感じたところでございます。引き続き皆様方のご協力をお願い申し上げまして、簡単ですがごあいさつとさせていただきます。本日は本当に長時間ありがとうございました。

(司会：[REDACTED])

ありがとうございました。次に福井県連よりお願いいたします。

[REDACTED]

皆さん、お忙しいところ多数出席していただきまして、ありがとうございました。また、地区の皆さんもたいへん忙しい中、多数ご出席いただき、たいへん力になります。その中で、かなり、前進したことも確認しております。努力されていることは充分に分かっておりますけれども、また一面隔靴搔痒のなかなか目に見えないところもだいぶありますので、そのへんもこれからも確認をお互いにしていかなければならないと思います。

特に、公正採用の面についても第2回目の確認会をすると。私が特に思うのは、公正採用の立派な指針も出ている中でなぜこういうことが出たのか。皆さんの中に、それを受け入れる土壌がないといけな。立派なものを作ってみたところで、それを実践するためには、受け入れる土壌がなかったらどんなに立派なものを作っても。

土壌は何かというと、それぞれ自分自身の人権に対する意識の希薄さを確認していかないといけないと、私はそう思います。そういうことをお互いにしっかり確認しながら、今日の会を終わりたいと思います。今日はありがとうございました。

部落解放同盟との懇談会出席者名簿（県関係者）

（平成19年8月28日）

所	属	職	氏 名
総 務 部		企画幹	江 川 権 一
	市町村課	自治振興室長 総括主任	高 木 和 昭 河 上 芳 夫
	男女参画・県民活動課	課 長 主 任	田 島 和 子 小 林 弥 生
健康福祉部		部 長	品 谷 義 雄
	地域福祉課	課 長 同和対策室長 総括主任 企画主査	奥 出 昭 司 松 並 利 夫 佐 藤 雄 卓 湧 口
産業労働部	労働政策課	課 長 雇用創出推進室長 総括主任 主 事	梅 田 岩 男 藤 田 清 男 松 田 博 子 時 岡 寛 生
農林水産部		企画幹	川 村 幸 治
	農林水産振興課	参 事	中 村 亮 一
土 木 部		企画幹	畑 中 定 衛
嶺南振興局		局 長 次 長 技 幹 若狭県民サービス室長 農業経営支援部長 林業水産部長 農村整備部長 企画参事 主 任	川 波 清 一 白 崎 義 夫 田 辺 一 馬 孝 久 幸 一 小 林 雄 治 浅 妻 紳 介 辻 岡 金 一 牧 野 実 雄 砂 原 寿
	若狭健康福祉センター	所 長	大 宮 敬 一
	小浜土木事務所	所 長	池 田 達 昭
教 育 庁		企画幹	中 西 雅 夫
	生涯学習課	課 長 参 事 主 任	山 岸 一 男 芦 野 順 一 川 瀬 新 一
	学校教育振興課	参 事	金 牧 陽 子
	高校教育課	課 長 主 任	長 谷 川 義 治 村 中 正 明
	義務教育課	課 長 主 任	三 上 雅 治 西 川 芳 夫
	嶺南教育事務所	所 長	瀧 波 晴 香